

19世紀イギリス 大土地所有貴族と抵当債務

——二つの「英國貴族の歴史像」の紹介を中心に——

阿知羅隆雄

(平成3年10月7日受理)

English Landed Aristocracy and Indebtedness in the Nineteenth Century : Introduction of Two Different Pictures of the English Aristocracy

Takao ACHIRA

Abstract

This paper critically examines two different pictures of the English aristocracy which are provided by the two different views of the aristocratic indebtedness in the 19th century ; D. Spring's view in 1951 and D. Cannadine's in 1977. We will furthermore present our starting point for the re-construction of the third picture of the English aristocracy.

はじめに

19世紀イギリス大土地所有貴族の抵当債務に関しては2つの論争がある。ひとつは、1950年代に展開された、ヴィクトリア初期の負債の、原因、程度、社会的・経済的意味を廻る周知のD・スプリング (D. Spring) とF・M・L・トムソン (F. M. L. Thompson) との論争である。いまひとつは、1977年に始まるヴィクトリア中期の回復を主張するD・スプリング見解に対するD・キャナダイン (D. Cannadine) の批判とD・スプリングの反批判である。興味深いのは、この2つの論争は、直接には負債の評価を廻って展開されたとはいへ、その評価が分かれるのは、ともにイギリス大土地所有階級の強靭な生命力を認めつつも、その秘密を何に求めるのかによって、したがって、それぞれが描く「英國貴族の歴史像」の違いによってである。

本稿の目的は、この抵当債務を廻る2つの論争のうち、主として、近代イギリス史の通説として定着したといわれるスプリング見解とそれに全面的な批判的検討を加えたキャナダイン見解を紹介しつつ、それらが提起する19世紀「英國貴族の歴史像」を批判的に検討し、それらとは異なる、いわば第3の「英國貴族の歴史像」ともいるべきものをわれわれが再構成しうる出発点が何処にあるのかを明らかにすることにある。

ACKNOWLEDGEMENTS

I 「石炭と鉄の時代」におけるイングランドの土地所領

1951年に発表されたカナダ人経済史家D・スプリングの論文「石炭と鉄の時代におけるイングランドの土地所領（1830—1880年）」（The English Landed Estate in the Age of Coal and Iron: 1830-1880, *Journal of Economic History*, Vol. XI, 1951）は、戦後になってようやく公開され、それまでほとんど使用されることのなかった所領帳簿や地主書簡などの所領関連文書に基づいて¹⁾、イギリス大土地所有者の経済活動と収入における変化を考察し、大土地所有者階級の驚嘆すべき強靭な生命力の秘密を解き明かしたものとして、イギリス経済史学界に大きな波紋を投げかけたことは周知のことである。後にこの論文に全面的な批判的検討を加えることとなるD・キャナダインによれば、今日ではこの論文は近代イギリス経済史の「通説」的地位を獲得している²⁾。

(一) 非農業的事業への関与の可能性

1 D・スプリングの立論と論理構成

D・スプリングが注目した史実は、19世紀の「地主ジェントリ」が農業的事業(agricultural enterprise)だけではなく、多種多様な非農業的事業(non-agricultural enterprise)にも積極的に関与し、それによって収入基盤を変化させたということであった。これを、かれは「工業化」と「ジェントリ社会」との関連——このことが優れてかれの方法を特徴づけているのであるが——において捉え、「1830年から1880年の工業化が、ジェントリ社会に衝撃を与え、その経済活動と収入の双方の性格を変化させた」³⁾と一般的に結論している。具体的には、「地主ジェントルマン」の経済活動と収入の変化が何よって可能となったのか、また「地主ジェントルマン」がなぜそうせざるを得なかつたのか、すなわち「可能性」と「必要性」の2つの側面から、かの変化が考察されている。

2 非農業的事業への関与の可能性とその諸形態

では、何によって「地主ジェントリ」の非農業的事業への関与およびそれによる致富の可能性が与えられたのか。これについてスプリングは、「しばしば19世紀において土地所領が決して単なる農業的事業ではなく、農業と商業の両方の世界において富を蓄積したとすれば、この幸福な状態はイングランドの土地の所有(ownership of English land)によって与えられた経済的可能性に由来した」（下線一引用者）⁴⁾と述べている。この場合、強調点は、この「経済的可能性」を与える「イングランドの土地の所有」は、単なる「土地の所有」ではなく、「石炭と鉄の時代」という時期の点で、また「イングランド」という地域の点で特定された「土地」の「所有」であるということにある。

かかる「土地の所有」がかかる「経済的可能性」を与えたとすれば、「地主ジェントルマン」が関与した非農業的事業がいかなるものであったかはおのずから明らかであろう。スプリングは、その関与の対象と形態を次のように整理している。

第一に、「石炭と鉄の時代において田舎の地主であることは恐らく鉱業における野心的な事業に導いたであろう」。その関与形態として、賃借保有(lease holding)による鉱山使用料の取得と地主の直接経営があげられている。第二に、「このことが鉄道建設への、副次的ではあるが純粋な関心を生み出したであろう」。鉄道への関与の形態として、発起および経営への直接的関与、投資、軌道用地の売却が指摘される。第三に、「さらにつつては田舎であった広大な土地の所有は成長する都市の時代においては田舎の地主を広大で価値ある都市資産の保有者にしたであろう」。その形態は宅地の賃借保有による地代取得と市場権(market right)に基づくロイヤリティーの取得である。最後に「鉱山、鉄道、都市の保有は、ときに結合して、地主ジェントルマンを産業

第1表 「地主ジェントリ」の非農業的事業への関与の事例(1830-1880)

関与対象	関与の形態	「地主ジェントルマン」
炭鉱業	lease holding (普通の形態)	Londonderry 侯爵, Northumberland 公爵, Durham 主教, Norfork 公爵, Wharncliffe 卿, その他多数。
	直接経営	Durham 伯爵, Fitzwilliam 伯爵, Lowther 家, Crawford 伯爵。
鉄道業設	発起・経営	Durham 伯爵, Norfork 公爵, Buccleuch 公爵, Burlington 伯爵(後の七代目 Devonshire 公爵)。
	投資	Stafford 侯爵, 1840年代半ば以降多数の「地主ジェンブルマン」: Fitzwilliam 伯爵
都市資産	軌道用地の売却	多数の「地主ジェントルマン」(農地価格を遥かに越える価格で売却)
	lease holding	【London】 ¹⁾ : Bedford 公爵, Portland 公爵, Norfolk 公爵, Westminster 公爵, Portman 子爵, Southampton 卿。【Liverpool】: Salisbury 公爵, Sefton 伯爵, Derby 伯爵。【Bury・Macclesfield・Preston】: Derby 伯爵。【Sheffield】: Norfolk 公爵, Fitzwilliam 伯爵。【Birmingham】: Calthorpe 家。【Torquay・Bath】: Haldon 卿, Cleveland 公爵。【Chester】: Westminster 伯爵。【Huddersfield】: Sir John Ramsden。【Eastbourne・Buxton】: Devonshire 公爵。
	market right ²⁾	Norfolk 公爵(Sheffield), Bedford 公爵(London)。
産業企業家		Londonderry 侯爵, 七代目 Devonshire 公爵。

註1) これら以外に法人所有者(corporate owner)として, the Church of England, the Ducky of Cornwall, some of the public school, colleges of the older universities があった。

2) 1880年代には, ロンドンを除くイングランドとウェールズにおいて531の市場が機能し, そのうち128の市場が個人によって, また46が集團によって, 所有・管理され, 41が個人によって自治体にその使用料徴収権が賃貸されたものであった。

[出所]: D. Spring, *The English Landed Estate in the Age of Coal and Iron: 1830-1880*, *Journal of Economic History*, Vol. XI, 1951. pp. 4-13 の叙述から作成。

企業家(industrial entrepreneur)に転化させた。ここでは, その形態は「産業企業家」としての直接的形態である⁵⁾。

スプリングは, このような関与に関して, それぞれの領域における「地主ジェントリ」の関与の事例をあげているが, それを整理したのが第1表である。このなかでも特に次のような非農業的事業への関与を展開した七代目 Devonshire 公爵の事例が注目されている。周辺地域の鉄鉱石資源開発のための鉄道建設を起点に, 港湾設備の建設, 製鉄・製鋼工場, 造船所, ジュート工場などの一連の諸企業の連鎖的創出による, Barrow-in-Furness の「工業中心地」としての開発, Buxton の温泉保養地としての開発, Eastbourne のリゾート地としての開発, がそれである。スプリングは, 「Cavendish 家の広大な土地は, コーンと家畜, 鉱山と製鉄工場のために, そしてホテルと蒸し風呂施設のためにできえ, 存在した」として, 「石炭と鉄の時代」に可能となった「地主ジェントリ」の「経済活動」の変化のあらゆるものを示すものであり, その典型的な事例としての位置を Devonshire 公爵の事例に与えている⁶⁾。

ともあれここでのスプリングの力点は, 繰り返すが, 「石炭と鉄の時代」における「地主ジェントリ」の非農業的事業への関与とそれによる致富の可能性が, この時代の工業化・都市化とともに新しい経済的潜勢力をもつに至った「土地」の「所有」によって与えられたということにあった。

(二) 非農業的事業への関与とそれによる致富の「必要性」

1 「差し迫る災難(imminent disaster)」

では「石炭と鉄の時代」の「地主ジェントリ」は, 何故に非農業的事業に積極的に関与し, そ

れによって致富せざるを得なかつたのであろうか。これについて、スプリングは、ヴィクトリア初期に「地主ジェントリ」が逢着していた次のような状態から説明している。すなわち、一方で、18世紀中頃以降急速に「前代未聞の高い水準」にまで富を蓄積した「新しい社会階級」、したがつて「都市の新しい富」の抬頭によって、「これまで誰もが認めてきた国家の支配者である地主ジェントルマン」は、自らのその社会的・政治的地位を脅かされるという「深刻な危険」に晒され、他方では、それを裏づけるかのような「多額の負債」が「旧い地主家族」の間に広範に存在したというのが、それである⁷⁾。このヴィクトリア初期における「差し迫る災難」⁸⁾とその克服という文脈で、「地主ジェントリ」による非農業的事業への積極的関与および致富の「必要性」が擱まる。

この「差し迫る災難」は、後にヴィクトリア初期における負債の程度をめぐるトムソンとの論争において、スプリング自身が、「不本意な曖昧さのためにトムソン氏に誤解させるような語句」であったことを認めつつ、それで意味したのは、「財政的破産(financial bankruptcy)の災難」ではなく、「新しい階級に凌駕されるという、社会的後退の災難」⁹⁾を意味したと述べているところのものである。しかし、51年論文では、この「差し迫る災難」は、主として19世紀前半期の「地主ジェントリ」の「財政的窮迫(financial embarrassment)」を表現する負債問題として考察されている。したがつて、問題は「財政的窮迫」(「破産」ではなく「窮迫」であることに注意)と「社会的後退」とがいかなる関係にあるのかということである。これについていま少し詳しく見ておこう。

まず、スプリングは、19世紀前半期における「地主ジェントリ」の間に存在する「多額の負債」について、100万ポンドの抵当負債を抱えたDevonshire家、ほぼ同額の負債を抱えたFitzwilliam家の事例を指摘し、さらにある証言に基づいて、「イングランドの土地の3分の2が負債を負うていた」として、多額の負債の一般的な存在を確認している。そして、かれは、この負債がどの程度地主財政を圧迫していたかの詳しい検討を加えてはいないが、その存在を地主の「財政的窮迫」を表現するものとして意味づけている¹⁰⁾。

その負債の原因としては、主として次の二つがあげられる。

第1は、「豪壮な生活様式」を謳歌していたRegency and George IV時代(1811-1830年)の「地主ジェントリ」が賭博、愛人、過度の建設などの放縱な消費をほしいままにし「莫大な負債を抱え込んだ財産を次の世代に遺産として残した」¹¹⁾ことである。

第2は、他にも原因は多くあるが、そのなかで「もっとも重要なものの」として注目される、家族継承的財産設定(family settlement)の慣行である。これは、周知のように領地の分割を防ぎ、所領をその地主家族に維持することを保証する家産相続の法的慣行であるが、通常、それは、「上流社会に相応しい状態」を維持するだけの収入を妻および長男以外の子供達に保証することを相続所領に課していた。この家族費用(family charges)が、スプリングによれば、18世紀と同様に、否、むしろ家族が拡大したヴィクトリア時代においてはより一層「負債形成の顕著な温床」となったのである¹²⁾。

ヴィクトリア初期の「地主ジェントルマン」は、遺産として相続した前時代の「浪費」による莫大な負債の存在のうえに、イギリス大土地所有制度それ自体に内在する原因による負債——したがつて一時的なそれではなく、いわば構造的な負債——の新規発生に直面せざるを得なかつた、というのがスプリングの主張である。

では、この「多額の負債」・「財政的窮迫」が「地主ジェントリ」にとっていかなる意味をもつものとして擱えられているのだろうか。これについてのスプリングの把握には次のことが前提されている。イングランドの土地は、「市場が与える最良の価格で売買される単なる商品」以上のも

のであり、「ある特定の家族に特権を与え、それを永遠化する伝統的な手段」、すなわち「地主ジエントルマンの地位」をその所有者に与える¹³⁾。だから、所領の所有は、「イングランド支配階級の純分認証刻印 (hallmark of England's governing class)¹⁴⁾ であった。前提されるのはこのことである。

もし「多額の負債」「財政的窮迫」が放置され、そのまま事態が推移すれば、「地主ジエントリ」は、「支配階級の純分認証刻印」である所領を維持できず、「支配階級」からの転落という「運命」を甘受しなければならなくなるだろう、ということが、「地主ジエントリ」にとっての「多額の負債」、したがって「財政的窮迫」の意味であり、スプリングが「差し迫る災難」として概念したところのものの核心であった。

スプリングによれば、19世紀前半の「地主ジエントリ」が解決を迫っていた課題は、「差し迫る災難」から自らを救うこと、すなわち「支配階級の純分認証刻印」である「所領の所有」を損なうことなく、多額の負債を減債あるいは清算し、地主財政の健全化をはかるにあった。

このことが「地主ジエントリ」にとっての客観的課題であったとすれば、この課題を認識し、積極的に解決しようとする主体がこの時期に形成されたとしていることに、スプリングの立論のいまひとつの特徴がある。Regency and George IV時代の「浪費」を欲しままにした六代目 Devonshire 公爵から七代目 Devonshire 公爵への世代交代を実例にして、「新しい型の地主ジエントルマン (new type of landed gentleman)」の形成が説かれる。かれによれば、それは、かの時代の「あらゆる痕跡が消滅する」とともに「新教の勤勉と結び付いた禁欲と儉約が結果的には上流階級まで浸透する」ことによって形成される「新しい徳目」をもつ「地主ジエントルマン」であり、「貨幣の支出の仕方およびお金の稼ぎ方により腐心する世代」であった¹⁵⁾。

2 地主財政の健全化とその手段

「勤勉と結び付いた禁欲と儉約」のエースをもつ「新しい型の地主ジエントルマン」の登場は、かつての時代の浪費の停止を意味したが、しかし「新しい世代の堅実さも旧い世代の堕落を相殺することができず、抵当という遺産は決して小さくはなかった」¹⁶⁾。「新しい型の地主ジエントルマン」による「節約」に基づく減債努力にも限界があった。しかも、「家族費用」による負債の新規発生の可能性は依然として存在している。

このようにスプリングは、減債手段としての「節約」の限界を指摘しつつ、他の減債手段の検討をおこなっている。

最初に考えられるのは土地の売却であるが、次のようにそれは減債手段から除外される。「支配階級の純分認証刻印」である「所領の歴史的性格を損なったり破壊するのに十分な規模の家族地の売却」は、「窮境 (predicament)」が抜き差しならない場合以外には避けられるのが普通であった。しかも、土地の売却は「19世紀の土地法の条項によって規定された特殊な条件のもとで、高度に専門化され、費用のかかるものであった」。だから「土地の売却は、ジエントリの困難からの脱却の道ではなかった」¹⁷⁾と。

次にくるにのが婚姻による財政の健全化である。それは18世紀においてよく見られた「伝統的な方法」であったが、スプリングによれば、「たとえ19世紀がもっと18世紀のようであったとしても、婚姻による結合はジエントリに実質的な援軍をもたらさなかった」¹⁸⁾。

では、「新しい型の地主ジエントルマン」が採り得る「差し迫る災難」から脱却するためのより確かな方法とはなにか。それこそ、先に述べた七代目 Devonshire 公爵の事例によって示された、土地の新しい経済的潜勢力の基礎上に展開される「より壮大かつ壯観な戦略」であった。スプリングは、1858年-59年に七代目 Devonshire 公爵と Bedford 公爵との間で交わされた往復書簡を紹

介しつつ、「新しい型の地主ジェントルマン」の「差し迫る災難」に対する態度とかれらが採り得る戦略について示唆している。明示的ではないが、それを、論文全体の論旨を踏まえて整理すれば、次のようになる。すなわち、第1に、「地主ジェントリ」にとって第一義的に重要なことは、自らの社会的および政治的地位の問題であって、それに比して純粹に財政的な問題は重要ではないこと、しがって第2に、たとえ負債を清算する「実際的な方法」であったとしても、社会的・政治的地位を根拠づけている「家産」の売却は、断じておこなうべきではないこと、第3に、「家産」したがって自らの社会的・政治的地位を保全しつつ、負債の清算あるいは減債には、「所領の適当な管理と開発」しかないこと、がそれである¹⁹⁾。

この「所領の適当な管理と開発」が、七代目 Devonshire 公爵の Barrow, Buxton や Eastbourne の開発であり、かれは「広大な所領を維持したまま」、それらに、特に Barrow に「財政的な救済策」を見いだした。この七代目 Devonshire 公爵が採用した政策は「かれの階級の経済政策と一致する」ものであった。「大、中、小にかかわらず、ジェントリは、かれらの土地資源を、それらが石炭と鉄の時代のニーズを満たすところであればどこでも、開発しつつ、かれらの地位と収入に相応しい生活を送った」²⁰⁾。これが、スプリングの一つの結論である。

ところで、このような「地主ジェントリ」の非農業的事業への関与は、すべてがすべて順風満帆であったというわけではなかった。これに触れて、スプリングは、小規模所領の場合には、「その努力が適当なものであったとしても」破産の憂き目にあった事例が存在したこと、大規模所領の場合には、開発の規模が大きい故に、開発資金は借入に依存せざるをえず、減債の時期を遅らせた事例も存在したことを指摘している²¹⁾。しかし、スプリングの力点はあくまでも、非農業的事業への関与が収入基盤を多様化するとともに増収をもたらし、「1880年までには大所領の多くは負債を著しく減らし」、小所領の場合にも19世紀の初めのころよりも「より安全」となっていたと指摘することにあった²²⁾。

最後にスプリングは次のように結論している。「差し迫る災難」のもとで始まった、「ヴィクトリア期の地主ジェントリ」の「延命の努力」は、1880年代以降の「田舎の社会的崩壊」という惨めな結果を伴う「新しい恐怖」のもとでも、「この憂鬱な運命を実質的に引き延ばすことに成功した」²³⁾と。

3 提起された「英國貴族の歴史像」

スプリングの試みは、自ら認めるようように、まさに「石炭と鉄の時代」を「田舎の邸宅の窓」²⁴⁾から眺める試みであった。ここに、19世紀の「地主ジェントリ」の経済活動と収入の変化を工業化・都市化との関連で捉えるというスプリングの視点がよく表現されているといえよう。すでに見たように、スプリングは、一方、工業化・都市化が土地に与える新しい経済的潜勢力、それを我がものにできる土地所有、という文脈で、変化の可能性を捉え、他方、その工業化・都市化が生み出した「都市の新しい富」の抬頭による「地主ジェントリ」の「社会的後退」という「差し迫る災難」からの脱出という文脈で、変化の必要性を捉えた。具体的には、それは、ヴィクトリア初期において広範に存在する「地主ジェントリ」の「財政的窮迫」とそれを自覚した「新しい型の地主ジェントルマン」による節約と非農業的事業への積極的関与（「所領の適当な管理と開発」）に基づく減債努力によるヴィクトリア中期の回復として捉えられた。そして、いうまでもなく、この「歴史像」の典型的事例として、七代目 Devonshire 公爵の経済活動とその結果が位置づけられた。

これが、スプリングが提出した19世紀「英國貴族の歴史像」であるが、ただここで確認しておかなければならぬのは、ごく当たり前のことであるが、次の点である。以上の「地主ジェン

トリ」の経済活動が「地主ジェントリ」、すなわち土地所有者としての「延命の努力」であり、その結果においても「地主ジェントリ」の土地所有者という性格を揚棄するのではないものとして捉えられていることである。これは、非農業的事業への関与の最高形態として位置づけられる「産業企業家 (industrial entrepreneur)」としての関与の性格についても同じである。スプリングは、「七代目 Devonshire 公爵のなかにある産業家 (industrialist) は、決して田舎のジェントルマンにとって代わることがなかった」²⁵⁾ としているが、この指摘をいますこし敷衍すれば、次のようになるだろう。第 1 に、「産業企業家」としての「地主ジェントルマン」の非農業的事業への関与は、その根底においては所領経営の利害によって規定されていること、第 2 に、その事業が所領経営の全事業に取って代わるのではなく、所領経営の一部を構成していること、したがって第 3 にそれは土地所有者としての性格を揚棄するものではないことがそれである。「七代目 Devonshire 公爵のなかにある産業家」とは、所領経営の利害を根底にもつ企業家ということである。後に、スプリングは、「地主企業家 (landed entrepreneur)」²⁶⁾ という術語を使用しているが、それはそのことを一層明確に表現しているといえるだろう。

【補 論】ヴィクトリア初期の負債の原因、程度を廻って

4 年後、このスプリングの 51 年論文は、F・M・L・トムソンの「ある大所領の終焉」(The End of a Great Estate, *Economic History Review*, 2nd Ser. Vol. VIII, 1955) において厳しい批判の対象となった。トムソンは、当時の土地貴族を震撼させたと言われる Buckingham 公爵の破産の実証的研究を踏まえ、負債の、原因、程度、および社会的・経済的な意味について、スプリング見解に根本的な疑問を提出した。またこれに応えて、スプリングは、57 年に「19世紀におけるイギリスの土地所有——ひとつの批判的覚書」(English Landownership in the Nineteenth Century: A Critical Note, *Economic History Review*, 2nd Ser. Vol. IX, 1957) を発表し、その反批判を試みている。このヴィクトリア初期の負債をめぐる論争をその要点に限って簡単に紹介しておこう。

1 トムソンによる 51 年論文批判

トムソンの論稿では、その論文タイトルでも示唆されるように、1848 年に破産が明確となった二代目 Buckingham 公爵の事例の実証的な解明を拠りどころにして、さきに述べた 3 論点での、スプリング見解の批判的検討が行われている。

Buckingham 公爵は、「地代の上昇を期待して、投機的に土地を購入し、政治的な手段によって地代の上昇を生み出すために穀物法の忠実な支持者となつた」²⁷⁾ 人物であり、破産直前の所領面積は、67,000 エーカー、地代粗収入に他の収入を加えた年収は、72,000 ポンド、負債額は、1,500,000 ポンド (4½—5% の利子率) であった²⁸⁾。その破産の原因となった巨額の負債は、家族費用でもなく、邸宅の建設でもなく、公爵の場合、「個人的な浪費」という性格を持つ「政治的な活動」(選挙費用と政治的影響力を強めるための「広大な灌漑施設」への支出) によるものであった。明らかに破産の事例は例外的存在ではあったが、その衝撃は、スプリングが「ヴィクトリア中期の繁栄を説明するのにあげた恭順と儉約という一般的な社会風土とともに」なぜこの時期にその徳目が地主社会において支配的となったのかの「牢固な理由」を提供する²⁹⁾。これが、トムソンが明らかにした Buckingham 公爵の財政状態とその破産の地主社会に与えた影響についての簡単な要約である。

ところで、トムソンのスプリング批判は、次のように負債の一般的存在の確認から始められている。かれによれば、ハバカクが 18 世紀の地主家族の負債の主要原因としてあげ、スプリングがそれを踏襲し、19 世紀初頭の負債の主要原因としている「厳格継承的財産設定 (strict settlement)」、

「個人的な浪費」、「過度の建設」、「選挙費用」は、19世紀の前半において大抵の地主家族に、それらの一つあるいはそれ以上が見出されることができ、「ある水準の負債は明らかに普通の状態であった」³⁰⁾。しかし、トムソンにとって、問題は、その負債がスプリングが考へるようにはたして深刻なものであったのかどうかということである。

まず負債の原因に関して、かれは、スプリング批判を念頭におきながら、18世紀に比しての19世紀の特徴を次のように整理している。第1に「諸原因のうち最も普遍的」である家族費用は、「分与金（portion）」よりも「年金（annuity）」による長男以外の子供への「給付（provision）」という慣行が台頭したため、19世紀までに「深刻な負債の原因」ではなくなつた。第2に、過度の建設に関しては、「測量技術の発展」によって「見積費用」と「現実の費用」の「誤差」が縮小・消滅したために、それも「19世紀においては18世紀よりも破滅的ではなくなつた」。第3に、個人的な浪費と選挙費用による Buckingham 公爵の破産の事例は存在したが、それらはさきの「社会風土」や選挙法改正のもとでは「もはや破産の原因とはならなかつた」³¹⁾。総じて、トムソンは、スプリングとは逆に、19世紀前半の負債の原因は深刻なものでなかつたとしている。

次に負債の水準について。トムソンは、負債の絶対額だけではなく、負債費用（debt charges）と可処分所得との割合をも考慮しなければ、地主の財政状態を評価することはできないという正しい視点からスプリング批判を展開している。かれは、Buckingham 公爵の破産の事例研究が示唆する、負債が破産に至らしめる点、すなわち「破産点（breaking point）」³²⁾を見出し、それによってヴィクトリア初期の負債の程度を評価しようと試みている。かれによれば、「破産点」は「利子負担が可処分所得に等しいか、さらにそれを越える」点にあり、その領域では「新規借入が旧負債の利子を支払うために」おこなわれる³³⁾。この場合、可処分所得とは所領管理費用および貴族としての最低限必要生活支出を控除した後の所得として考えられている。そしてかれは、19世紀前半における土地貴族の負債の程度に関して、負債が「破産点」に達するのは「稀」であり、またそれに達するまでは「節約と緊縮の期間」が必要とされるが、土地貴族が「所領の深刻な減少なしに家系の富を救うことができるのが通常であった」と一般的に結論している³⁴⁾。

さらに、トムソンは、スプリングの51年論文で「財政救済」のために非農業的事業に関与したとされる、七代目 Devonshire 公爵、Durham 伯爵、Fitzwilliam 伯爵の3家族の負債の水準を、「初代 Ailesbury 侯爵の経験」を基準にして測定している。Ailesbury 侯爵の場合には、1845年の可処分所得24,000—25,000ポンドのうち、23,000ポンドが負債費用に吸収されていたが、「しかし減債され、いかなる土地も売却される必要がなかつた」³⁵⁾。トムソンは、それを、Buckingham 公爵ほど深刻ではないが、根本的な節約を必要とする程に深刻な負債の事例として位置づけ、他の土地貴族の負債の程度を測る基準としている。

トムソンの試算によれば、負債費用／可処分所得×100で表現される Ailesbury 侯爵の負債の程度は93%であったのに対し、7代目 Devonshire 公爵の場合50%程度、Durham 伯爵の場合（炭鉱から利益が落ち込んだ1840年代）40%程度、Fitzwilliam 伯爵の場合（炭鉱投資が大きな利益を生みだし始める以前の1850年代）50-70%となり、したがって、かれは、これらの土地貴族の負債は、Ailesbury 侯爵のそれに比してそれほど深刻ではなかつたと結論づけている。

このような手続きを経て、トムソンは、第1に、これの土地貴族の負債はスプリングが指摘するような「破滅的な負債（ruinous indebtedness）」——「広大な規模の土地の売却を引き起こすような負債」³⁶⁾——ではなかつたこと、第2に、かれらより深刻な Ailesbury 侯爵でさえ、根本的な節約により、「減債され、いかなる土地も売却する必要がなかつた」のであるから、他の3家族の「非農業的富の開拓」が「破産を回避するために」³⁷⁾おこなわれたとは考へられないということ、

を指摘している。

トムソンのスプリング批判の核心は、財政困難と非農業的事業への関与との因果関係を否定することにあり、その関与についての自らの見解を次のように提出している。

「恐らく、幸運にも鉱物や都市の資源を所有する人々は、開発することは分別のあることであるという理由から、それらを開発するか、あるいはそれらを開発することを許したにすぎないのであろう」³⁸⁾。

ここに見られるように、トムソンによれば、土地貴族は「所領がたまたま所有していた資源を開発した」のであって、「開発するために資源を獲得した」のではない、結局、土地貴族による非農業的事業への関与は「原理的には立地の問題」³⁹⁾として考えられるべきものである。

2 スプリングによる反批判

これに対して、スプリングは、トムソン論文が「破産が異例であったということを単に指摘する以上の」試みであり、「土地所有者の負債を測定し評価しようとする試みにおいてかれは私が理解しようとしたこと、すなわち土地所有者の窮乏と動機に非現実的な雰囲気を付与すると思われる基準を設定した」⁴⁰⁾として、反批判を試みている。

かれは、負債の原因に関するトムソン見解の主要な狙いが歴史家によって「一般的に承認された」4つの負債原因から19世紀に当てはまらないものを取り除くことにあったと指摘しつつ、主として「過度の建設」と「家族費用」について検討し、結論として次のように述べている。

「1830年までは土地貴族の支出様式は18世紀のそれとほとんど同じであったと思われる。もし違いがあるとすれば、19世紀の土地貴族による過度の支出が以前よりも大きな割合であったということであろう。」⁴¹⁾

これは、51年論文ですでにみたようにヴィクトリ初期の地主階級に広範に存在する「多額の負債」に注目するスプリングにあっては当然の結論であったといえよう。ただここでは、イギリス大土地所有制度=家族継承的財産設定に内在する負債原因としてかれが特別の注意を払った家族費用については、実際の給付方式および「家族取決め family arrangement」など、より一層詳しく考察され、トムソンが指摘する「給付」慣行の発展は見られず、むしろ、「年金」だけの「給付」は18世紀の慣行であり、19世紀のそれはもっと費用のかかる「分与金」と「年金」が同時に給付されるという方式が採用されていたことが主張されている⁴²⁾。

負債の程度に関して、負債の一般的な存在と、そして Buckingham 公爵の経験したような負債は例外的であったことを、トムソンとともにかれは確認するが、「トムソンが Ailesbury の事例によって示唆した」よりも負債は「圧迫的なもの」⁴³⁾であったとして、トムソンの批判に応えている。

具体的には、その反批判は、第1にトムソンが「他の地主の負債を測定するある種の基準と看做した」Ailesbury 侯爵の負債に関する数値の実証的な検討、第2に測定される3地主の数値の算定方法の検討、第3に独自の数値による負債の程度の測定という手続きを経て行われている。それをいま少し詳しく見てみよう。

まず、Ailesbury 侯爵の負債に関するトムソン数値の実証的検討について、その要点のみを整理して示せば次のようになる。第1にトムソン数値は実際よりも負債費用を多く、可処分所得を少なく、したがって負債の程度を深刻に表現していること、しかし、第2に「侯爵の負債のピークはトムソンが指摘した1845年ではなくもっと早く1830年代」であり、そのピーク時に近い1839-40年における負債費用／可処分所得×100で表現される Ailesbury 侯爵の数値——最低必要支出、負債費用、粗収入は、各々、14,000ポンド、20,000ポンド、54,000ポンドであった——は、50%であること、したがって第3にトムソン数値93%は負債最高時の数値と比較しても、余りにも負債

の深刻さを過大に表現していること⁴⁴⁾、がそれである。

次いでスプリングは測定される地主の数値の算定方法にも問題があるとしている。トムスンが、各土地貴族の可処分所得を確定する場合 Ailesbury 侯爵の所領管理維持費用6,000ポンドを基準に「任意ではあるが同じ判断によって各貴族の最小限支出を算定」しているが、このような「統一的基準」に基づく算定方法には、第1にトムスンがその「基準」として使用された6,000ポンドという額は「あまりにも低くすぎる」(実際のそれは14,000ポンドであった)こと、第2に各所領の必要最低限支出は、その所領の性格や所有者の社会的・政治的地位、「土地所有者の動機」に左右されるものであり、決して「統一的基準」で算定できるものではないという問題点がある⁴⁵⁾。

一般的には、スプリングは、負債評価方法として可処分所得に対する負債費用の割合で評価するという方法を否定してはいないが、それが有効となるための「貴族の生活費用についての情報」が不足している現状においては、「任意の仮定に依存することが少ない方法」が採用されるべきであるとして⁴⁶⁾、粗収入に対する負債費用の割合を表現する数値を提出している。それが第2表である。トムスン数値との違い、特に基準となった Ailesbury 侯爵と最も水準が低いとされた Durham 伯爵の数値の違いが注目されるべきであろう。

第2表 負債費用の関するスプリング数値とトムスン数値(単位ポンド)

地主	負債費用①	粗収入②	①/②×100	トムスン数値
Ailesbury 侯爵	20,000	54,000	37%	93%
Devonshire 公爵	60,000	200,000	30%	50%
Fitzwilliam 伯爵	45,000	150,000	30%	50-70%
Durham 伯爵	26,000	40,000	65%	40%

註：Bukingham 公爵の場合を上記表と同じ順序で示せば、67,500, 72,000, 93%, 127%となる(可処分所得はトムスンの推計(53,000ポンド)に基づく)。

[出所]：D. Spring, English Landownership in the Nineteenth Century: a Critical Note, pp. 480-481. Thompson, The End of a Great Estate, pp. 37-40の叙述より作成。

スプリングによれば、粗収入に対する負債費用の割合を示す数値の利点は、「少なくともそれには地主やその忠告者の表明された恐怖や動機と大いに一致している」という点にある。というのは、それは、1849年に Durham 伯爵の管財人は伯爵に「あなたの所領は分割の直接的な危険にさらされたり、あなたの運命は Buckingham 公爵と同じ運命を辿るかもしれない」と警告しているという事実、もちろんこの危険に他の地主は直面しなかったが、その代わりかれらが直面したものは、「それと戦うための余裕すら残さないほどの規模に達していた」負債であったことを表現しているからであるとされる⁴⁷⁾。

このように、トムスンが示唆したよりも当該土地貴族の負債ははるかに深刻であったことを論証し、スプリングはこれらの土地貴族が財政救済のために採用した2つの方法を指摘して次のように述べている。

「第1に、節約——Ailesbury 侯爵がよりよいものがないために不承不承に採用したものである。第2に、非農業的源泉から収入を増加させることへの依存——Devonshire 公爵や Fitzwilliam 伯爵がよく理解して選択したものである。ただし、Fitzwilliam 伯爵は1840年代の後半には適度な節約をおこなったのである。Ailesbury 侯爵は、節約に所領管理および資本設備のオヴァーホール——すぐに耕地や森林からの収入の増加をもたらしたのであるが——を伴わせた」⁴⁸⁾。

51年論文と同じように、スプリングは「所領の適切な管理と開発」（節約と非農業的事業への積極的関与）が財政救済のために必要とされたことを確認して、財政困難と非農業的事業への関与の因果関係を否定するトムソンの批判に応えている。

3 50年代論争に対する一つの総括

1960年に開催された第1回経済史国際会議へのトムソンによる報告「19世紀の英國大所領(1790-1914)」(English Great Estates in the 19th Century, 1790-1914, First International Conference of Economic History, Contributions, August 1960)は、50年代に発表された19世紀大土地所有に関する諸研究の総括をおこなったものであるが、負債に関する限り、スプリングートムソン論争の総括と見做されうる⁴⁹⁾。

1950年代の負債に関する研究は「大土地所有者が抱える負債の、水準、原因、経済的および社会的意味の問題に捧げら」たことを明らかにし、トムソンは、第1にある程度の負債が大所領の特徴であったこと、第2に二代目 Buckingham 公爵のような「現実の破産や大所領の分割の原因や恐れになる程の負債」は「貴族階級に固有のもの」ではなかったこと、第3により実証的研究を必要とする家族費用を除き、負債の原因に関しても、過度の建設と選挙費用は1830年代以降、個人的浪費は1840年代以降にその重要性を失ったことも一致をみたとしている⁵⁰⁾。

しかし、「疑問や論争」は、トムソンによれば、典型的である負債の程度とそれが大土地所有者の経済活動に対しいかなる影響を与えたかに集中した。それは、スプリングの二つの見解、すなわち、第1に1840年代に大土地所有者の間で広範に広がる財政困難——「所領からの収入を増やす特別の努力をおこなわなければ、固定的であり、極めて徐々にしか減少しない」「耐え難い負債の水準」⁵¹⁾——が存在したとする見解、第2に「負債と減債の必要が、鉱山、輸送、住宅事業への経済的拡大の誘因として作用した」⁵²⁾とする見解を廻ってであった。

負債の程度に関しては、以前にはスプリングの見解として典型的な負債の水準が「破滅的な負債」（「広大な規模の土地の売却を引き起こすような負債」）とされていたが、ここでは「耐え難い負債」とされ、スプリングの反批判後、スプリング見解の理解を変えてはいるが、それでもなおそれは負債の深刻さを過大に評価した見解であるとの指摘が繰り返されている。また、後者については、その理論の仮説的性格が主張されている。すなわち「負債に促迫された開発者(debt-driven developers)」論（トムソンの命名による）は、大土地所有者の工業化・都市化への関与の「動機の問題」として位置づけられ、「この興味深い理論」は「個々の事例にあてはまつかもしれない」が、「いまだ確立したものとしては見做されることは出来ない」⁵³⁾というのが、それである。

トムソンは、「非農業的資産」の所有が大土地所有者に高い収益をもたらし、「20世紀へのかれらの延命に決定的であった」⁵⁴⁾という、その大土地所有者にとっての意義をスプリングとともに確認しているが、基本的には財政困難と非農業的事業への関与との因果関係を否定し、大土地所有者の非農業的事業の関与を「積極的関与」と看做することは性急すぎるとしている。かれにとっては、それは、既にみたように「原理的に立地の問題」であり、必然的なものではなく、偶然的なものとして擱まれるべきものである。しかしこの「立地の問題」は、スプリングの51年論文において「可能性」の問題として指摘されているところのものであり、「立地の問題」であるとするだけでは、「工業化」と「地主ジェントリ」という視角から、「石炭と鉄の時代」における土地貴族の経済活動と収入の変化をある構造において理解しようとしたスプリング見解の批判としては、十分なものとはいえないであろう。恐らく、トムソンの批判にもかかわらず、スプリングが与えた「英國貴族の歴史像」が、19世紀イギリス史の「通説」として定着した根拠がここにあるように思われる。

他方、スプリングは51年論文では負債の程度を専ら絶対額に着目していたのであるが、このトムソンとの論争において、負債費用と収入との相対的関係という視点からそれを評価する点でトムソン批判を受け入れたといえるが、しかしそれによって、51年論文で提起した19世紀「英國貴族の歴史像」が別のものに修正されたかといえば、むしろそれはこの視点からより柔軟なものとして豊富化されたように思われる。たとえば、地主財政の健全化は、51年論文では、専ら「多額の負債」の完済あるいは減債という文脈で擱まれざるを得なかったが、いまでは収入の増加による地主財政の負債費用許容範囲の拡大という文脈でも擱まれうるものとなったことがそれである。

- 1) D. Spring, *The English Landed Estate in the Age of Coal and Iron: 1830-1880*, *Journal of Economic History*, Vol. XI, 1951, p. 1. スプリングが使用している所領関連文書は、Devonshire 公爵, Portland 公爵, Durham 伯爵, Fitzwilliam 伯爵, Derby 伯爵, Ailesbury 侯爵, Portman 子爵のそれである。
- 2) David Cannadine, *Aristocratic Indebtedness in the Nineteenth Century: The Case Re-opened*, *Economic History Review* 2nd Ser. Vol. XXX, 1977, p. 625. キャナダインは、スプリング見解を踏襲しているものとして、例えば、E. J. Hobsbawm, *Industry and Empire*, 1969, H. J. Perkin, *The Origins of Modern English Society, 1780-1880*, 1969, Geoffrey Best, *Mid-Victorian Britain, 1851-75*, 1971, S. G. Checkland, *The Rise of Industrial Society in England, 1815-85*, 1964, G. Kitson Clark, *The Making of Victorian England*, 1962, D. E. D. Beales, *From Castlereagh to Gladstone, 1815-85*, 1971 等を挙げている。また同様の指摘は、D. Cannadine, *Aristocratic Indebtedness in the Nineteenth Century: A Restatement*, *Economic History Review*, 2nd Ser. Vol. XXXIII, 1980, p. 571-2 でも行なっている。そこでは上記のもの以外に、Donald Shouthgate, *The Passing of the Whigs, 1832-86*, 1962, J. T. Ward: *West Riding Landowners and the Railways*, *Journal of Transport History*, Vol. IV, 1960, *The Earls Fitzwilliam and the Wentworth Woodhouse Estate in the Nineteenth Century*, *Yorkshire Bulletin of Economic and Social Research*, Vol. XII., 1960, *The Beaumont Family's Estates in the Nineteenth Century*, *Bulletin of the Institute of Historical Research*, Vol. XXXV, 1962, *West Riding Landowners and Mining in the Nineteenth Century*, *Yorks. Bull. Econ. & Soc. Res.*, Vol. XV, 1963, Sidney Pollard, *Barrow-in-Furness and the Seventh Duke of Devonshire*, *Economic History Review* 2nd. Ser. Vol. VIII, 1955, W. A. Maguire, *The Downshire Estates in Ireland, 1801-45*, 1972 などが挙げられている。
- 3) D. Spring, op. cit., p. 3.
- 4) 5) Ibid., p. 4. この「工業化」と「土地所有」という観点から、より詳しく精緻に土地貴族の非農業的事業への関与を明らかにした同一著者のものとしては、*English Landowners and Nineteenth-Century Industrialism* in J. T. Ward and R. G. Wilson eds., *Land and Industry: The Landed Estate and the Industrial Revolution*, 1971 があり、個別事例研究としては、*The Earl of Durham and the Great Northern Coalfield, 1830-80*, *Canadian Historical Review*, Vol. XX, 1952 がある。
- 6) D. Spring, *The English Landed Estate*, p. 11-12. 七代目 Devonshire 公爵の Barrow-in-Furness における活動については、拙稿「19世紀前半期イギリスのファーニスにおける土地寡頭制と鉄鉱山業」(京都大学経済学会『経済論叢』第136巻第2号1985年)とそれ以降の一連の論稿を参照せよ。
- 7) D. Spring, *The English Landed Estate*, pp. 13-14.
- 8) Ibid., p. 23.
- 9) D. Spring, *English Landownership in the Nineteenth Century: A Critical Note*, *Economic History Review*, 2nd Ser. Vol. IX, 1957, p. 477 footnote 2. また、do, *Aristocracy Indebtedness in the Nineteenth Century: A Comment*, *Economic History Review*, 2nd Vol. XXXIII, 1980, p. 565, footnote 1で同じ指摘が繰り返されている。
- 10) D. Spring, *The English Landed Estate*, pp. 14-15. また証言は J. E. Denison to Earl Fitzwilliam, August 18, 1847 である。
- 11) Ibid., pp. 14-15.
- 12) Ibid., pp. 15-16. その事例として1841年におけるダラム伯爵の総費用600,000ポンドのうち127,000ポンドが家族費用であったことやまた1871年のTyssen-Amhurst 所領の負債総額200,000ポンドの4分の1が兄弟への給付金であったことが指摘されている。「家族費用」については、補論で紹介する57年論文 (do, *English Landownership*)

で詳しく取り扱われている。

- 13) Ibid., p. 15.
- 14) Ibid., p. 23.
- 15) 16) Ibid., p. 15.
- 17) Ibid., p. 16. 土地売却に関して「自分の階級について語っている」ものとして減債のために土地の売却を余儀なくされた六代目 Devonshire 公爵に宛てた Fitzwilliam 伯爵の次の書簡(1845年7月2日付)は、スプリングが指摘するそれ以外にも興味深いことが語られている。

「あなたは困難な状態はない——そのようなものはなにもない——あなたは、大きな負債を抱えている——わたしもそうです——あなたの負債はわたくしのそれよりも大きいかもしれない——そうだと私はいますが、しかしそれはあなたを圧倒すほどの負債ではない——断じてそうではありません——あなたには莫大な可処分所得があります。土地の売却から得るであろう唯一の利益は、売却する所領の地代と清算する負債の利子との差額です——あなたが所領を500,000ポンドで売却する仮定し、そしてあなたの負債が4%の金利であると仮定しましょう——あなたは年間20,000ポンドの収入に相当する利子を免れますか、もし負債利子が3%であればあなたが免れることができる額は17,500ポンドにすぎません。そしてわたくしの抵当負債の利子がたった3%です。だから、あなたも同じ程度を支払うと思われます。さて、あなたは年間17,500ポンドの額の支払を免れますか——他方、あなたはなにを失うのでしょうか。なぜ、500,000ポンドの価値ある所領の地代を失うのですか。……だから、その取引によって得られる実質的な利益が5,000ポンド以上になるとはわたくしには思われません——しかし、このほんの僅かな額を可処分所得に追加するためにあなたは何を失うのでしょうか。なぜ、あなたは地位において大きなものを失うですか——あらゆることを斟酌すれば、あなたはいまや Yorkshire の East Riding での第一位のジェントルマン the first gentleman です。大きな集塊をなすあなたの土地資産の一つを譲渡することはまさに深刻なことです。あなたの権勢に、そして偉大な国家社会においてあなたが保持する地位にそれは必ずかなりの蚕食を加えるであります。」(Earl Fizwilliam to the Duke of Devonshire, July 2, 1845, in the Chatsworth MSS.)。

この手紙を受けた六代目 Devonshire 公爵の財政状態は、Fitzwilliam 伯爵が考えていたよりも遙かに深刻であったために、一部の所領の売却を余儀なくされたのである。ともあれ、スプリングは、この書簡から土地貴族にとって土地「売却の社会的結果が全く恐ろしいもの」であることが語られ、それは「支配階級の純分認証刻印」である所領の売却が土地貴族の苦境から脱出の方法ではなかったことを示すものとして捉えている。この指摘は、的を得たものだと思われるが、この書簡の前半部分では、負債の程度が、絶対額だけではなく、その利子負担と収入との関係において理解され、地主財政がどの程度まで負債を許容できるのかについて土地貴族自身が語ったものとしても興味深い書簡といわねばならないだろう。スプリングは、この51年論文では負債と地主財政の関係を専ら絶対額で捉えているため、この部分にはほとんど注意を払っていない。

- 18) Ibid., p. 18.
- 19) これらの往復書簡の内容については、拙稿「19世紀中葉イギリスにおける大土地所有貴族の企業活動と家産管理——ファーニスにおける Devonshire 公爵の場合」『北見工業大学研究報告』第22巻第1号1990年235-237頁を参照。
- 20) D. Spring, The English Landed Estate, p. 19-20.
- 21) Ibid., p. 20-22. 小規模所領の破産の事例としては、北部産炭地域の鉱山所領開発に失敗した Gosforth Park の Grandling 家、製鉄業を経営に失敗した Herford の Sir Robert Price が挙げられ、しかし小規模所領の場合にも、大規模所領にとっての七代目 Devonshire 公爵による所領経営と同じような位置付けを与えることができる事例の存在を確認している。すなわち、Yorkshire (Kirkless Park) の Sir George John Armitage がそれである。スプリングによれば、彼は「会長を務める Lancashire & Yorkshire Rly. を経営したのと同じような細心の注意をはらって所領を管理した」。また、多額の開発資金を借りて調達した大規模所領の事例としては、炭坑開発の Durham 伯爵家と Fitzwilliam 家、避暑地 Torquay を開発した Palk 家 (Lord Haldon), 運河建設の Brigewater 公爵家を挙げている。かれらはそれぞれ保険会社からは長期抵当金融で、銀行からは短期金融で、短期間に100,000-400,000ポンドを借入れた。この「新規負債は以前の偶然的な浪費によるよりもはるかに健全であった」と指摘されている。
- 22) Ibid., p. 22. 非農業収入に関して、具体的な数値が挙げられている事例は、Durham 伯爵の鉱山直営経営からの収入である。1867年には農業収入約27,000ポンドに対し炭鉱直営収入は、52,000ポンド、1873年には380,000ポンドであったが、1874年には65,000ポンドの欠損が生じている。
- 23) Ibid., pp. 23, 24.
- 24) Ibid., p. 3.
- 25) Ibid., p. 11.

- 26) D. Spring, English Landowners and Nineteenth-Century Industrialism, p. 51.
- 27) The Economist, 19 August 1848, pp. 937 quoted in F. M. L. Thompson, The End of Great Estate, *Economic History Review*, 2nd Ser. Vol. VIII, No. 1, 1955, p. 50.
- 28) F. M. L. Thompson, The End of Great Estate, ibid., pp. 37-40.
- 29) Ibid., p. 50.
- 30) Ibid., p. 51.
- 31) Ibid., pp. 43-44, 51.
- 32) 33) Ibid., p. 52.
- 33) Ibid., pp. 39, 52.
- 35), 36), 37), 38) Ibid., p. 52.
- 39) F. M. L. Thompson, English Great Estates in the 19th Century, 1790-1914, *First International Conference of Economic History, Contributions*, 1960, p. 396.
- 40) D. Spring, English Landownership in the Nineteenth Century : A Critical Note, *Economic History*, 2nd Ser. Vol. IX, 1957, p. 477.
- 41) Ibid., p. 476.
- 42) Ibid., p. 473-476. スプリングは、家族継承の財産設定に関して、それに内在する家族費用の考察以外にも、それが借入方法および条件に与える影響について考察している (ibid., pp. 481-484)。その詳しい紹介はできないが、これに関するスプリングの結論は次の点にあった。第1に、継承の財産設定という慣行のもとでも、借入の担保に生涯不動権 life interest ではなく、自由保有権 freehold を設定することができる方法——特に、父と長男による「世襲財産の共同所有権 (joint ownership of the fee)」の獲得——がかなり広範囲に採用されていたこと、したがって「英国で実施された継承の財産設定は、従来考えられていたよりも土地所有者にとってはるかに自由であった」こと、第2に、「その自由の代償は所領の破産でありえた」から「父と息子の責任感——階級全体のエース——が土地所領の主たる保護者であった」こと、がそれである (ibid., p. 481-484)。なお、18世紀の継承の財産設定に関しは、J. Habakkuk, *Marriage Settlements in the Eighteenth Century, Transactions of the Royal Historical Society*, 4th Ser. Vol. 32, 1950 (栗原真人訳「18世紀イギリンドにおける婚姻継承財産設定」『香川法学』第6巻第2号 1986年) がある。
- 43) Ibid., p. 477.
- 44) Ibid., p. 478-480. 後にトムソンは、Ailesbury 侯爵の財政状態の実証的研究において、スプリングの指摘を認め、自らの数値を修正している (F. M. L. Thompson, English Landownership : The Ailesbury Trust, 1832-56, *Economic History Review*, 2nd Ser., Vol. XI, 1958).
- 45), 46) Ibid., p. 480.
- 47), 48) Ibid., p. 481.
- 49) F. M. L. Thompson, English Great Estates, p. 385-386. スプリングも、この論文が、50年代論争のひとつの総括であることを指摘している (D. Spring, Aristocratic Indebtedness in the Nineteenth Century : A Comment, *Economic History Review*, 2nd Ser. Vol. XXXIII, 1980, p. 564)。なお、トムソンはわれわれの当面する課題以外にもひとつの興味深い指摘をしている。それは「大所領を定義したり、所領の規模の点でそれを下回る所領と区別する試みは今までのところ存在しない」と指摘し、自ら簡単なその定義を試みていることである。第1に、用語に関して、通常、great estate, landed magnate, landed aristocracyなどの用語と country gentleman's estate, squirearchyなどの用語は区別して使用されていること、landed gentry の用語はそれらの区別なく、包括的に使用されていること、第2に、great estate と country gentleman's estate の共通性について、借地人による耕作、地代の推移、借地契約の条件および形態、借地人の選択方法、地主的投資の規模および形態、所領の部分としての非農業的資源の所有などの多くの点で両者は大まかには同じであること、また家族制度および家族取決めの点では、田舎臭い18世紀の地主の光景が記憶から消滅するにつれて、country gentleman は landed magnate に近似していくこと、したがって、smaller estate は、great estate の「縮図 (a scaled down version)」と見做されうること、第3に、両者の差異について、landed magnate は地方とロンドンとの二重の生活を行うことができるが、country gentleman はそれができないとう違いがあり、この点で分類すれば、その境界線は所有規模10,000エーカーに置くことができること、また所領の経営管理上において、フルタイムの執事 steward あるいは差配人 agent を雇用しているかどうかの差異があること、がトムソンの明らかにしている両者の共通性と差異性である (Thompson, op. cit., p. 386-388)。
- 50) F. M. L. Thompson, English Great Estates, p. 389-390.
- 51), 52) Ibid., p. 390.
- 53) Ibid., p. 390-391. 後に、スプリングは、この「負債に促迫された開発者」論に言及して、「もしトムソン博士がこ

の理論を私のものとするのであれば、私はそれを否定するだろう。彼が指摘するように、負債を抱えたすべての土地所有者が鉱山や都市保有地の開発に専念したわけではなかった」(D. Spring, *The English Landed Estate in the Nineteenth Century: Its Administration*, 1963, p. 39, note 82)としている。これは、1850年代の中頃までに Bedford 公爵が注意深い所領管理と生活によって減債に成功しことを指摘したところに付された注記での言及である。その内容および付された位置から考えて、スプリングは財政困難と非農業的事業との因果関係を否定してたのではなく、非農業的事業への関与が救済策のすべてではなく、51年論文における「合理的な所領管理と開発」のひとつとして位置付けられるべきことを示唆したものと考えられる。

54) F. M. L. Thompson, *English Great Estates*, p. 397.

II 19世紀土地貴族の負債発生機構

トムソンの批判にもかかわらず、51年論文でスプリングが与えた19世紀「英國貴族の歴史像」は、イギリス史の「通説」的地位を獲得するに至った¹⁾。四半世紀以上もたった1977年にその「歴史像」に深刻な疑問を提示する論争的な2篇の論稿が、D・キャナダインによって発表されている。ひとつは、主として, Cavendish 家のチャツワース城(Derbyshire)に所蔵される Devonshire Paper とロンドン (Buckingham Gate) の公爵家事務弁護士事務所, Currey & Co. に所蔵される所領関連文書の2つの文書²⁾に基づいて、六代目から九代目に至る Cavendish 家の歴代公爵の財政状態を実証的に明らかにした論稿、「大富豪としての土地所有者——歴代 Devonshire 公爵の財政1800-1926年」(*The Landowner as Millionaire: The Finances of the Dukes of Devonshire, c. 1800-c. 1926, Agricultural History Review, Vol. 25 Part II, 1977*)である。いまひとつは、1950年代以降の土地貴族に関する研究を広範囲に涉獵し、1870年代から1920・30年代に至る時期における地主社会の変貌を見通すという視点から、それらが提供する史実を再構成することによって、19世紀土地貴族の負債問題を意欲的に解明した論稿、「19世紀の土地貴族の抵当債務——債務問題再考」(*Aristocratic Indebtedness in the Nineteenth Century: The Case Re-opened, Economic History Review, 2nd Ser. Vol. XXX, 1977*)である。

スプリングが、51年論文で、ヴィクトリア初期において「差し迫る災難」に直面した「地主ジエントリ」が、それからの救済策として展開した「所領の適切な管理と開発」(「節約」と「非農業的事業」への積極的関与)によってヴィクトリア中期にはその繁栄を誇ることができたことを明らかにし、その典型事例としての地位を七代目 Devonshire 公爵の経済活動に与えていたことを知っているわれわれにとっては、キャナダインの先の二篇の論稿がそれぞれ何を問題にしているかは既に明らかであろう。

(一) Cavendish 家の歴代公爵の財政状態

第1論文から紹介しよう。第3表は、キャナダインが明らかにしている歴代 Devonshire 公爵の財政状態と政策を一覧したものである。

キャナダインは、スプリングとともに六代目公爵のそれは「摂政時代の世界を代表する人物」と評価されるのに相応しいものであったことを確認しているが、問題は、スプリング見解において「ヴィクトリア中期の回復の典型的な事例」³⁾とされる七代目公爵の財政状態である。

七代目公爵による非農業的資源の開発、特に Barrow の開発の成果である配当収入が最高額を記録し、すべての土地貴族のなかで最高の経常収入を取得したと目される1874年には、経常収入に占める利子負担の割合がそれまでの最低である16%にまで低下し、財政状態は「回復」したか

に思われたが、しかし、負債の絶対額は、公爵位継承時よりも増加し1,200,000ポンドとなり、さらに悪いことには、増収の主要因であったBarrowからの収入は、それ以降のバロウ企業群の「経営不振」あるいは「経営危機」によって、減収を余儀なくされるだけではなく、その救済資金の支出のために負債が累積し、死亡時の1891年には2,000,000ポンドにまで達した。これがキャナダインが明らかにした七代目公爵の財政状態である。

このように、Barrowは、スプリングが指摘するようにCavendish家に「財政的救済」をもたらすどころか、むしろ負債累積の要因となり、七代目公爵が「家族財政の回復」を果たせなかつたことを明らかにし、「Devonshire所領を財政困難の状態から救ったのは七代目公爵であった⁴⁾とするスプリング見解は誤りであると結論づけられる。

第3表 Cavendish家の歴代公爵の財政状態と政策（1811-1938年）（単位ポンド）

歴代公爵	相続時の負債と収入	政策およびその特徴
六代目公爵 (1811-1858)	負 債① 593,000 収 入② 70,000 利子負担③ 29,000 ③/②×100 41%	・支出を考慮しない浪費（邸宅建設および改修、造園、古銭および図書の蒐集、海外使節団の派遣） ・浪費的支出金の負債および土地の売却による調達（1913-24年の合計額459,729ポンド） ・減債のための土地の売却（1830・40年代合計額575,000ポンド）
七代目公爵 (1858-1891)	負 債① 1,000,000 収 入② 109,163 利子負担③ 38,390 ③/②×100 35%	・節約と所領の非農業的資源の開発（Barrow, Eastbourne, Buxton）による増収政策——負債の漸増（1874年の負債額1200,000ポンド）にもかかわらず経常収入に占める割合の低下（同年16%） ・1874年以降の経営危機に瀕するBarrow企業群の救済資金捻出のための抵当債務および小地片売却による資金調達
八代目公爵 (1891-1908)	負 債① 2,000,000 収 入② 131,000 利子負担③ 80,000 ③/②×100 61%	・鉄道会社を除くBarrow資産の売却 ・Barrow資産売却金、七代目公爵生命保険（213,000ポンド）、土地売却金（1899年までの合計額790,000ポンド）による減債・相続税の納税 ・負債返済後の残余金による証券投資（国内の広範な諸産業株、植民地債・アメリカ政府債、海外鉄道株）
九代目公爵 (1908-1938)	負 債① 500,000 収 入② (133,000) 利子負担③ 20,000 ③/②×100 15%	・証券投資、減債、相続税の納税のための所領売却（1900-20年の土地売却金合計額2,092,000ポンド） ・資産構成の根本的な変化（1920年代配当収入が経常収入の2/3以上） ・収入では「利子生活者」「支出様式では地主の生活様式」の維持

註1) 収入は、地代純収入（総地代収入から未徴収金、十分の一税、租税、改良費が控除されたもの）に配当収入を加算した経常収入である。

2) 数値は相続年もしくはそれに近い年のものである。因に、六代目の場合、収入は1813-15年の年平均の地代純収入、負債および利子負担は1814年次のもの。七代目の場合、収入（地代純収入94,000ポンド、配当収入14,000ポンド）および利子負担は1863年のもの。負債は公爵継承時のもの。しかし64年までには、60,000ポンド弱の額が返済されていた。八代目の場合、爵位継承以前の1888年の数値。九代目の場合、八代目死亡時の1908年の数値。ただし、収入は利子負担とその経常収入に占める割合から算定したもの。

3) 七代目公爵の負債額1,000,000ポンドは、六代目から相続したDevonshire公所領の負債750,000ポンドに、Burlington伯所領負債250,000ポンドを加算したもの。他の数値も統合後のものである。

[出所] : D. Cannadine, *The Landowner as Millionaire: The Finances of the Dukes of Devonshire, c1800-c. 1926*, *Agricultural History Review*, Vol. 25 Part 1977の全叙述より作成

そしてキャナダインは、「家族財政を回復したのは、聰明な先代ではなく」八代目公爵であったとして、かれが採用した「新しい政策」——「第二世界大戦まで継続され、一層発展させられた」とされるのだが——に注目している⁵⁾。

七代目公爵よりも深刻な財政困難から出発した八代目公爵の政策を特徴づけるのは、いまや死重と化したBarrow資産の売却、所領の売却、その売却金による減債、相続税の納税、その残余金、のちには投資目的のための所領および邸宅の売却から調達した資金による証券投資である。これは、七代目公爵の政策が「非農業的所領資源を開発するという長期的観点にたった貴族的政策」であったとすれば、「土地を売却し、その売却金を広範な領域の株式に投資するという根本的に変更された政策」であった⁶⁾。

この「新しい政策」は九代目にも継承・発展させられ、Cavendish家は、それによって「資産構成(asset structure)」を根本的に変更し、1920年代の中頃までには「農業地代からの収入のほとんどの部分を取得することをやめ」、土地貴族から「金利生活者(rentier)」に変貌を遂げたのである。しかし公爵家は1933年には負債を完済し「財政の回復」を達成すると同時に「支出の様式では土地所有者の生活様式」を維持することができた⁷⁾。このように、キャナダインによれば、Cavendish家の財政回復は七代目公爵の「長期的観点にたった貴族的政策」ではなく、八・九代目公爵の「根本的に変更された」「新しい政策」によってであった。

確かに、負債の絶対的水準——スプリングの51年論文ではそうであったが——を問題にする限り、七代目公爵の「節約」と「非農業的事業」への積極的関与による「ヴィクトリア初期の危機」から「ヴィクトリア中期の回復」というスプリング見解は根本的に批判されたといえよう。また、七代目公爵の財政状態を結果で見る限り、かれは、「家族財政の回復」を果たせなかつたことも事実である。しかし、負債費用が地主財政を圧迫するかどうかという視点——すでに見たように57年にはスプリングももちあわせた視点——からみれば、キャナダインも認めているように、たとえその反転が急激であったとしても、少なくとも74年までは回復基調にあった。財政回復が達成されたとスプリングがする「ヴィクトリア中期」という時期に拘れば、われわれは、74年までの回復基調の背後に世界市場に君臨するイギリスの繁栄期における資本と土地所有との作用・反作用、したがってまたそれとの関連で評価される得る地主財政の変化を見てとることができよう。歴代公爵の財政状態を世代毎に評価しようとするキャナダイン見解ではこれらのこととが等閑視されてしまうことになるだろう。少なくともこの「時代」の問題を自覚的に踏まえ、七代目Devonshire公爵の経済活動と収入の変化を捉えようとしたスプリングに対するキャナダインの批判には一面性があるようと思われる。

ともあれキャナダインの研究は、従来19世紀における土地貴族の経済活動および収入の変化に関する典型的な事例として位置づけられながらも、その十分な分析が加えられてこなかったCavendish家の財政状態を、しかも19世紀初頭から20世紀の最初の四半世紀にいたる時期のそれを、実証的に明らかにした点になによりも画期的な意義をもつものと思われる。

第2にキャナダインの研究の意義は、七代目公爵の財政状態に関する従来の見解の誤りを指摘したことさることながら、八・九代目公爵の財政状態の分析を通じて「土地貴族」としてのCavendish家のいわば「株式・債券保有貴族(stock-and-bond holding aristocracy)」——かれ自身はその術語を使用していないが——への1920・30年代に至る転身過程を実証的に明らかにしたことである⁸⁾。それは、産業革命以降のイギリス近・現代史を生き抜いた英國貴族を代表するCavendish家の生活史を、「産業革命と土地所有」という視角だけではなく、「帝国主義と土地所有」という視角からも考察可能な地平にまでわれわれを導くものである。

(二) 「貴族的大富豪」の典型事例としてのCavendish家

スプリングの場合には、かれの提起する「石炭と鉄の時代」における「英國貴族の歴史像」の

典型事例として七代目 Devonshire 公爵が位置づけられた。キャナダインの場合には、歴代 Devonshire 公爵・Cavendish 家が、かれの提起する「英國貴族の歴史像」——もちろん両者のそれは異なるのだが——の典型事例として位置付けられている。

キャナダインは、「19世紀を通じて富を増やしつづけ、20世紀初頭に入ってもそれを維持し、第二次世界大戦前後まで社会的にも政治的にもその影響力を持続した」「最も富裕な貴族」の存在になによりも注目し、かれらが属す一つの土地貴族階層を、J・ペイトマンのいわゆる『新ドウムズデイ・ブック』に基づき、60,000ポンド以上の年粗収入をもたらす土地を所有する階層としている⁹⁾。この階層は、一方では「世襲土地資産の一門」であることによって、他方では「収入の規模および多様性」によって、「大富豪一般や土地所有者一般とも区別される独自な小集団」を形成し、「大富豪としての土地所有者」あるいは「貴族的大富豪 (aristocratic millionaire)」として概念されるべきものとされる¹⁰⁾。

さらにキャナダインは、この「貴族的大富豪」の「富の基礎および生き残り得た根拠」を示す次のような5つの「特質」をあげ、それらは「全体としてこの集団を説明する」としている。その5つの「特質」とは、①「例外的に広大な農業面積」、②「所領での非農業的資源の開発」、③「巨額の——しかし、破滅的ではなかったが——負債の持続、増大あるいは減少」、④「農業不況への弾力性」（「もう一つの収入源泉」による補完）、⑤「19世紀末および20世紀の初めの20、30年間におけるより『合理的な』基礎上での財政再建能力」である。キャナダインによれば、この「貴族的大富豪」層を「説明する」する「諸特質」の「すべてがあてはまる一つの家族」こそ、歴代 Devonshire 公爵・Cavendish 家であった¹¹⁾。

このように、キャナダインの場合には、歴代 Devonshire 公爵・Cavendish 家は、第1に、富の基礎、政策、収入の規模および性格の点で、土地所有者という「ひとつの世界を二分する」¹²⁾「貴族的大富豪」と「スクワイアや中流の貴族」の2つの階層のうち、当然のことながら「貴族的大富豪」を代表するものとして位置づけられ、第2に、時期の点では、「石炭と鉄の時代」(1830-1880)を含む20世紀の最初の四半世紀に至る時期の「貴族的大富豪」層の経済生活とその変貌を示唆するものとされている。その経済生活の変貌ということに着目すれば、既にみたようにスプリングの場合には、「石炭と鉄の時代」における土地所有者としての土地貴族の延命が問題であったのに対し、キャナダインの場合には、問題は、資産構成の根本的な変更、すなわち自らの土地所有者としての性格を揚棄することによる「貴族」としての「生き残り」にある。

ともあれキャナダインの歴代 Devonshire 公爵の財政状態の実証的研究は、それが代表する「貴族的大富豪」の、19世紀末から20世紀の最初の四半世紀にいたる時期の「資産構成」の根本的な変更、したがって「土地貴族」から「金利生活者」（「株式・債券保有貴族」）への変貌を示唆するものであった。この実証的な個別研究に支えられて、キャナダインは、さらに第2論文では「土地の所有者 (owners of land)」を3つの階層に分類し、農業不況と相続税のもとでの各階層の対応とその帰趨についての見通しを与えており、それを整理したのが第4表である。

さきの「貴族の大富豪」が「超絶した財政力 (financial superpowers) を持つ土地貴族」層として分類され¹³⁾、この階層は、広大な土地および「非農業的収入の広範な源泉」を基礎に、「たとえ負債を抱いていても、また相続税が特に高くても、事態を自らに有利なように再編成するかなりの能力を持っていた」階層として描かれ、かの「資産構成」の根本的な変更によって、「多くの家族」は、第二次大戦後までその政治的・社会的地位を保持したとされる。それとは対照的に、「中流の貴族」層は、土地貴族としての没落を余儀なくされ、「スクワイアおよび下層の小ジェントリ」に至っては、その「没落は急速かつ完全であった」とされている¹⁴⁾。

第4表 地主の諸階層と農業不況および相続税への対応（1870年代—1930年代）

階層	地主家族名	対応と結果
I 超絶的な財政力を持つ土地貴族	Sthunderland家, Bute家, Beford家, Devonshire家, Westminster家	資産構成の根本的な変更——農地・都市資産の売却, 売却金による負債の清算・相続税の納税, 株式・政府債への投資——によって, 第二次世界大戦後まで上流社会や国政に契出した地位を確保
II 中流の貴族 (年収10,000-50,000ポンド)	Calthorpe家, Lisburne家, Lord Hatherton, Ralph Sneyd, Arkwright家, George Cornwallis-West	難局を切り抜けることが困難——節約, 土地の売却, 新負債および負債の拡大, 伝統的なパターナルな役割や政治的役割の放棄
III スクワイア・小ジェントリ (年収1,000-10,000ポンド)	Tyler家 (Mount Gernos) Sir Martene Lloyd of Bronwyd	負債の圧迫・不況の衝撃により急速かつ完全な没落

[出所] : D. Cannadine, Aristocratic Indebtedness in the Nineteenth Century: the Case Re-opened, *Economic History Review*, 2nd Ser. Vol. XXX, No. 4, 1977, pp. 647-649の叙述から作成。

このように、「70年以降持てるものと持たざるものとの差が拡大するにつれて, そしてまた所領の譲渡と崩壊がより急速となるにつれて, 土地の所有者はますます解体する社会集団となった」として, 「階級としての土地貴族」の「解体」が結論される¹⁵⁾。

(三) 19世紀の負債形成機構とその崩壊

ところで, 第2論文の主たる課題は, この1870年代以降に進展する「階級としての土地貴族」の「解体」(「貴族的大富豪」層の「資産構成」の根本的な変更による「金利生活者」への転身とそれ以下層の没落)を見通すものとして「19世紀における貴族の抵当債務」を考察することにある。

19世紀における土地貴族の負債の考察に先立ち, キャナダインは, 貴族階級の負債への著しい依存の開始が資料的に16世紀末まで遡ることができること, 18世紀の「抵当債務条件の整備」, 「利子率の低下」, 「West Endの諸銀行の発展」, 「保険会社の創設」, 「地方抵当市場の発展」, 「所領経営の専門化」等が示唆するように負債が「所領経営の正常な条件」であったこと, 時代の進展とともに「特に1770年代以降消費がますます多くなり家族費用が膨れあがるにつれて」負債が増大したということを確認している¹⁶⁾。

1 19世紀土地貴族に負債に関する全般的状況

19世紀における土地貴族の負債に関しては, まず, 全般的状況についての史実の確認から始めている。もちろん, ここでの主要な論点はスプリングの主張する「ヴィクトリア中期の回復」が史実として確認できるかどうかである。

キャナダインは「従来その財政を研究してきた家族」を4つの範疇に分類し, 19世紀の負債に関する全般的状況を考察している。それを整理したのが第5表である。いうまでもなく問題は, 例外的な存在でしかなかった両極の範疇, すなわち「一時的な短期抵当負債あるいはつなぎ融資にしか依存しなかった」地主家族と「膨大に膨れ上がった負債のために完全に破産したかあるいは喘ぐ地主家族」ではなく, その中間にあって, 「大多数」の家族が分類される, 「負債を減ずることに著しく成功した地主家族」と「成功しなかった地主家族」の, それぞれの負債の推移である。

第2範疇すなわち「減債に成功した地主家族」の事例から減債時期に関しては3事例がスプリ

ングの主張するヴィクトリア中期であるが、全体としてみればそれに限られず、「あらゆる時期」に減債していること、またその方法に関しては、Bedford家、Durham家、Londonderry家の場合には都市地代や鉱山使用料など、スプリングの主張する「堅実な家政と非農業的事業からの莫大な利益との複合的結果」であったが、他の場合にはスプリングが減債手段として排除した土地の売却や看過した先祖伝来の家宝の売却によるものであったことが指摘されている¹⁷⁾。

第3範疇「減債に成功しなかった地主家族」の事例から、負債の持続的な存在が共通していること、「大まかには負債の規模が収入の規模に比例して変動している」こと、そして財政規模の小さなSneyd家を除き、その変動幅は「利子負担が粗収入の四分の一を決して越えない」範囲内であったことが読み取られている¹⁸⁾。そして第3範疇の事例は、「非農業的収入を持つ土地家族とそれを持たない家族、ジェントリも貴族階級、Irish, Anglo-Irish, Welsh, Scottish landownersも含んでいるために」、全体として土地貴族の負債に関する一般的な状況を表現しているものとして

第5表 負債に関する地主家族の分類（19世紀）（単位ポンド、括弧内年次）

分類	地主家族	備考
I 長期的な抵当債務 を避けることがで きた地主家族	Dudley 伯爵	短期債務 613,000(1839-54)・粗収入 123,000
	Sutherland 公爵	〃 150,000(1876-90)・〃 142,000
	Northumberland 公爵	〃 73,000(1827-?)・〃 176,000
II 減債に成功した地 主家族	Coke 家 (Norfolk)	最高額 230,000(1822)・減債後の額 8,000(1842)
	Bedford 公爵	〃 552,000(1839)・〃 0(1855)
	Durham 伯爵	〃 635,000(1841)・〃 100,000(1880)
	Londonderry 侯爵	〃 600,000(1854)・〃 470,000(1858)
	Calthorpe 候爵	〃 141,000(1880)・〃 0(1894)
	Portland 公爵	〃 512,000(1793)・〃 162,000(1829)
	Marlborough 公爵	1870・80年代に完済
	Hamilton 公爵	1870・80年代に完済
	Romney 伯爵	1880・90年代に完済
III 減債に成功しなか った地主家族	Lisburne 伯爵	負債額 29,000(01-10)-44,000(81-90)・粗収入 14,000
	Sneyd 家 (Keele Hall)	〃 25,000(01-10)-134,000(91-00)・〃 18,000
	Hatherton	〃 90,000(31-40)-159,000(81-90)・〃 23,000
	Graham 家 (Netherby)	〃 55,000(11-20)-200,000(71-80)・〃 27,000
	Scarborough 伯爵	〃 41,000(01-10)-120,000(71-80)・〃 32,000
	Downshire 公爵	〃 250,000(11-20)-329,000(71-80)・〃 97,000
	Fitzwilliam 伯爵	〃 800,000(41-50)-872,000(71-80)・〃 139,000
	Bute 侯爵	〃 83,000(11-20)-550,000(71-80)・〃 151,000
IV 致命的な負債を抱 えた地主家族（破 産したか負債に喘 ぐ地主家族）	2代目 Buckingham 公爵	1848年の負債額 1,500,000 (利子負担、経常収入を凌駕)
	4・5代目 Hastings 侯爵	1867年破産 (Scottish 所領を300,000で Bute 侯爵に売却)
	Mornington 伯爵	1840年代に莫大な負債
	Beaufort 公爵	〃
	Newcastle 公爵	1870年に破産裁判所
	Winchilsea 伯爵	〃
	De Marley 候爵	〃

注記：首尾よく減債した地主家族の減債手段は次の通りである。Coke 家：所領売却(127,000ポンド), Portland 公爵：邸宅と所領の売却(350,000), Marlborough 公爵：所領の売却(240,000ポンド), 絵画、書籍などの売却(400,000-500,000ポンド), Hamilton 公爵：絵画、書籍の売却(400,000ポンド), Romney 伯爵：所領の売却(100,000ポンド) Calthorpe 候爵：運河株の売却(95,000ポンド), 所領の売却(187,000ポンド)。

[出所]：D. Cannadine, Aristocratic Indebtedness in the Nineteenth Century: The Case Re-opened, *Economic History Review*, 2nd Ser. Vol. XXX, No. 4, 1977, pp. 627-633 の叙述, Table 1, 2, 3, 4 より作成。

重視されている。

キャナダインは、以上の考察から、さしあたっての結論として、「ある事例では『総収入の増大と負債の減額』によって印象づけられるとはいへ、集団的には土地貴族は從来考えられていたほどには負債をなくすことに成功しなかった」むしろ19世紀の全期間を通じて土地貴族の負債が持続したとしている¹⁹⁾。

2 「貴族階級の根本問題」と負債発生機構

このように減債ではなく負債の持続を確認したキャナダインは、それを旧負債の持続と新規負債の発生によるものとしているのであるが、まず旧負債の持続に関しては、土地貴族の中に節約と勤勉のエークスを見て「負債を返済しようとする生涯借地人の熱意を重視する」²⁰⁾スプリングとは逆に「負債を返済しようとしない」²¹⁾生涯借地人の態度を強調している。それは次のように説明される。「節約」は、「ある程度有効であった」Coke家やBedford家の場合を除き、減債には「それだけで十分であることが稀であった」²²⁾。たとえ、節約によって、毎年、僅か二、三千ポンドを減債基金として貯蓄したとしても、それは、負債を相続者に相続させることができるという状況のもとでは、ほとんど意味をなさないだろう。また減債手段として土地の売却が考えられるが、「土地の社会的・政治的な価値が低い経済的収益よりもはるかに勝っている場合、もし極度の不便なしに耐えることができるのであれば」、返済のために土地を売却することもほとんど意味を持たないだろう²³⁾。

このように「負債を返済しようとする生涯借地人の熱意」が否定され、旧負債の持続が強く印象づけられる。「累積した負債」の持続という条件のもとで、19世紀の土地貴族が直面していたのは、18世紀と同じように「相互に独立して変動する収入と支出を一致させる」という貴族階級の根本問題²⁴⁾であった。いうまでもなく、キャナダインによれば、この「根本問題」の解決は借入、すなわち負債によって解決された。かかる文脈で新規負債の発生が捉えられ、土地貴族の利用した信用の源泉と借入能力、経常収入では賄いきれない支出についての考察がおこなわれるが、興味深いのは、それを通じて19世紀土地貴族のいわば負債発生機構ともいべきものが析出されていることである。

まず、経常収入では賄いきれない支出についてみてみよう。キャナダインは、スプリングと同じように、「Charles James Foxesの時代の賭博による浪費や選挙法改正以前の選挙のやり過ぎは繰り返されることがなかった」と認めつつも、「土地所有者には重たく、ごつごつとした支出が依然として残った」として、5つの「支出項目」(①「家族費用」、②「住宅建設」、③「土地の購入」、④「土地の改良」、⑤「非農業的事業への投資」)をあげている。第6表は、負債の原因となった支出に関する事例を一覧したものである。それぞれの支出項目に関するキャナダイン見解の要点のみを紹介しておこう。

第1に家族費用について。既に述べたようにスプリングの場合には、家族費用は、イギリス大土地所有制度それ自体に内在する負債発生原因として特に重視されていたが、キャナダイは、確かに17世紀の半ば以降、厳格継承的財産設定(strict settlement)の発展とともに、それは増大し、土地貴族の負債発生の「恒常的」な原因ではあったが、しかし、1840年代のBedford家を除いては、「重い負債の一部分」を形成したに過ぎず、「大きな額——致命的であることは稀であるが——の負債」の原因とはならなかったとしている²⁵⁾。

第2に邸宅の建設について。「田舎の邸宅」の建設に関する従来の見解では、1815-1830年代にその最終局面を迎えた、それ以後は既存の邸宅の改修工事がおこなわれたに過ぎなかつたとされ、スプリングもこの見解に依拠して負債発生の減少を主張したのであるが、最新の研究では、それ

は、1815-1830年代に一時的に減少したものの、1835-80年の「全期間にわたって比較的高水準」で維持され、1870-1874年に頂点を迎えたことが明らかにされているとして、邸宅の建設は、「大きな額—致命的であることは稀であるが—の負債」の存在に「ひとつの説明」を与えるものであると強調されている²⁶⁾。

第3に土地購入について。「集積および購入率は19世紀の半ば以降低下したとはいえ、所領規模が拡大するという長期的傾向は1870年代までよく維持された」。Northumberland家のような地主家族を除き、多くの地主家族は土地購入資金を経常収入からは捻出することができず、土地購入

第6表 負債原因に関する諸事例

I 家族費用に関する事例

【負債の変動の原因】: Scarborough家, Lisburne家

【負債の主たる原因】: 三代目 Radnor伯爵(80,000ポンド), Bedford家

【部分的原因】: Durham家(600,000ポンド-127,000ポンド), Fitzwilliam家(100,000ポンド)

II 住宅建設に関する事例

【自己資金のみでの建設】: Northumberland家, Alnwick再建(50年代), 320,000ポンド

【借入資金での建設】: George Cornwallis-Westの祖父(owner of Ruthin Castle), 1850年の邸宅

5代目 Calthorpe卿, 40,000ポンドの借入で1870-1880年代の種馬農場と家屋の建設

Lisburne家と Scarborough家, 1870-1880年代に祖先伝来の屋敷の改修

Beaumont卿, 1870年代に Carlton Towersの再建(1879年までに250,000ポンドの負債)

【例外的な時期および規模を示す事例】:

3代目 Bute侯爵, 1868-1900年に600以上の建物の建設(その資金, Glamorgan産炭地域からの鉱山使用料によって調達), 1877年に焼失した Mount Stuart Houseの再建(費用700,000-1,000,000ポンド, 借入によって調達)

15代目 Norfolk公爵, 1870-1873年の Arundel大聖堂の建設(65,000ポンド), 1890-1903年の Arundel Castleの再建, 1884-1910年の St. John Baptist教会の建設(借入・資産売却によって資金調達)

III 土地購入に関する事例

【経常収入から土地購入資金の捻出】: Northumberland家(例外)

【借入資金による土地購入】:

Ralph Sneyd, 1829年以来の2,000エーカー(1848年までの負債の大部分)

2代目 Bute公爵, 1814-26年に借入資金による Glamorganの150,000ポンドの土地を購入

Hatherton卿, 1812年以来の2,500エーカーの土地の購入(負債の主要な原因)

Harrowby伯爵, 1848-77年に借入資金による所領の拡大及び統合

Calthorpe家, 1850年代と1880年代に所領の拡大及び統合(100,000ポンドの支出)

IV 土地改良に関する事例

Harrowby家1850年代と1870年代に土地改良会社から借入

Scaborough家, 1864-82年に Land Improvement Co.から16,000ポンドを借入(1907年返済)

Lisburne伯爵, 1874年に20,000ポンド, 1884年に17,000ポンドを借入

Sir Shafte Adair, 1874年から Suffork所領の改良のために, 7,606ポンドの借入

Arkwright家(Herfordshire), 1863-1874年に Land Improvement Co.から27,451ポンド借入

V 非農業事業に関する事例

【借入による莫大な鉱山投資】: 19世紀中葉期の Durham家, Londonderry家¹⁾, Fitzwilliam家

【借入による所領開発投資】: 1860-70年代の Randnor伯爵, Scarborough伯爵

【開発の最も顕著な事例】: Bute家の Cardiff Docks開発

1882年までに250万ポンドの投資, そのほとんどが Glamorgan産炭地域からの鉱山使用料によって調達, しかし20世紀前半には主要な負債原因

註1) Bute家と同じように3代目侯爵は多種多様な事業に関与している。例えば, Seaham Harbourの建設, Wynnardにある邸宅と公園の改修, London Holderness Houseの購入と改装など。

[出所]: D. Cannadine, Aristocratic Indebtess: the Case Re-opened, pp. 638-643の叙述より作成。

も負債増加の主要な原因となった²⁷⁾。

第4に土地改良について。「イギリス農業の黄金時代」を特徴づける土地貴族による土地改良支出は、Bedford公爵やNorthumberland公爵、Sutherland公爵のような地主の場合には経常収入から調達されたが、多くの地主は借入に依存せざるをえなかった。土地購入支出が減少するにつれて、この目的の支出が増加し、負債発生の主要な原因の一つとなった。しかし、このような目的での借入は、すでに改良の第1局面をなす議会囲い込みの時代にすでに行われており、決して新しいものではないが、「改良の第2局面」である土地改良投資の新しい点は、議会法によって国庫金を利用できること、そしてその大部分の資金が保険会社から提供される土地改良会社の資金を利用できることにあった²⁸⁾。

最後に非農業的事業への投資。これは、スプリングが指摘したように「長期的には収益を伴う」という期待をもった短期的な債務の増大の原因となった。この活動も決して「19世紀の新しい事柄」ではなかった。新しい点は、「家族の数および活動の規模」、すなわち「経常収入、可処分所得あるいは他の資産の売却によっても捻出することのできない莫大な貨幣額の投入を必要とした」ことにあった²⁹⁾。

支出項目に関するキャナダイン見解の特徴は、第1に、これらの支出が、全体としは、1870年代に至る時期までは持続的に拡大し、それ以降は減少するとしていること、第2に、後に触れるが最初の2項目はいうまでもないが、恐らくスプリングの場合であれば減債目的のために増収をはかる所領開発投資として分類されるべき第3、4項目の支出が、土地貴族の社会的・政治的地位と威信の維持・向上のための支出であり、また、その目的が収益拡大にあるとされる第5項目でさえ、地位および威信の維持・向上のための支出という性格を強く持っていたとされていること、総じて土地貴族の支出の、社会的、政治的、したがって不生産的性格が強調されていることがある。

土地貴族が、土地貴族としての社会的・政治的地位および威信を維持・向上するために、このような経常収入を越える支出を必要としていたとすれば、その地位および威信の維持・向上は、結局のところ土地貴族の資金調達の能力に依存していたといえよう。また、それが土地貴族にとって不可欠のものであったとすれば、収入と支出を一致させることを、キャナダインが「貴族階級の根本問題」とするのも当然であろう。

では、この土地貴族の資金調達能力がどの程度のものであったのだろうか。

まず、地主財政の負債許容範囲についてみてみよう。利子負担と減債とは全く別のことであることを強調するキャナダインは、トムソンの「破産点」³⁰⁾を踏襲し、それに至らないどこかに負債許容範囲を求めていくように思われる。それは、恐らく、さきの「減債に成功しなかった地主家族」の中に負債額の変動範囲として発見された利子負担が粗収入の4分の1を越えない範囲というのがそれであろう。キャナダインが、重い負債であるが「破滅的ではない」とするのもこの範囲内の負債を指しているように思われる。とすれば、その源泉が農業地代であるか非農業収入であるかを問わず、「粗収入」あるいは「経常収入」が増加すれば、その負債許容範囲は拡大するだろう。キャナダインは、収入に関しては独自の考察を行ってはいないが、農業不況が始まる1870年代に至る時点までは、この許容範囲の拡大傾向を前提しているようである。

次に、キャナダインは、信用源泉を「貴族階級がそれに基づいて生命力を維持した信用の貯水池」(下線一引用者)³¹⁾としているが、それについてみてみよう。信用源泉の種類としては、①「親戚あるいは友人の余剰資金」、②「事務弁護士、未婚の叔母、田舎の牧師等の資金」、③「地方銀行」の資金、④「その他の銀行」(West Endの諸銀行等)の資金、⑤「保険会社」の資金が

あげられ、土地貴族が利用した信用源泉は「最も成功したかあるいはよく結合した事業家が利用したよりも実に多種多様」³²⁾であったことがまずもって指摘されている。

さらに、キャナダインは、これらの信用源泉を2つの範疇、ひとつは「親戚、友人、銀行家」というかれら自身の結合したサークル内からの信用、いまひとつは「外部世界からの信用、すなわち事務弁護士や保険会社によって貴族階級やあるいは他のものに貸し付けられる、個人的で分散した、中間階級や労働者階級の貯蓄」に分類し、「金融が制度化されるにつれて、この第二の源泉がますますその重要性を増した」こと、特に他のものを「完全」に「凌駕」した保険会社の活動の「貴族階級の支援における決定的役割」を強調している³³⁾。

その保険会社と貴族階級との関係の発展は次のように3つの時期に分けて整理されている。18世紀末までには既に保険会社の土地貴族への貸付活動はかなりの規模で展開され、ナポレオン戦争後のコンソル国債の利回りの低下とともに保険会社の抵当投資への要求が急増するなかで、Royal Exchangeのような企業の参入に表現されるように飛躍的に拡大し、その後も、保険会社の総投資額に占める不動産担保貸付額の割合が低下したとはいえ、その絶対額の点では、拡大したと。そして、1879年のある証言を借りて「最も富裕な地主の所有地の大部分が多額の貨幣を貸し付けている保険会社への抵当に入っている」³⁴⁾と結論され、併せて直接的な貸付以外にも保険会社の資金が「高度集約農業」の隆盛を誇った「ヴィクトリア中期において積極的に活動した多くの土地改良会社」を介してもかなりの規模で土地貴族に供給されたことも指摘される³⁵⁾。

土地貴族が「多種多様な信用源泉」、特に、時代の進展とともに重要となった「外部世界からの信用」を利用することができるかどうかは、担保としての土地の信頼性に依存したことはいうまでもない。70年代までは担保としての土地は、その「資本価値」が「固定的あるいは上昇的な傾向」をもつものとして扱われ、「イングランドの土地ほど絶対的な確信をもって信頼された」担保（Economist誌）はなかった。キャナダインは、1897年の『農業不況に関する王立委員会の最終報告』の表現を借りて、土地は「最も安全でその価値を高める担保」、すなわち貸し付けのための最も有効な担保³⁶⁾であったことを確認し、担保としての土地の信頼性にこそ、「貴族階級の借入の全基礎」³⁷⁾があったとしている。

以上がキャナダインによって明らかにされた土地貴族の借入およびその能力についての考察であるが、かれは土地貴族の資金調達能力について次のように総括的に評価している。

「高い社会的地位、それらが与えることができる土地資産の安全性、他の収入源泉から利子を払うことができる能力のために、土地貴族階級の構成員は、保険会社や事務弁護士から、一見同じような目的を持つ土地を所有しない企業家が担保を与えることがかなり困難であるような貸付金を獲得することができた」³⁸⁾。

キャナダインは、支出項目およびその資金源泉の分析を通じて、「企業家」をも凌駕する土地貴族階級の借入能力を背景としたいわば負債発生機構ともいるべきものを析出し、1800年から1870年代に至る時期のまで、その発生機構が、「貴族階級の根本問題」を解決する機構として、したがってまた貴族階級の生命力を維持する機構として作用していたことを明らかにした。それによって、かれは、18世紀と同じように19世紀においても負債が「所領経営の共通の特徴」³⁹⁾であり、「所領経営の正常な条件」⁴⁰⁾であったことも結論することができた。

このようにして、キャナダインは、この土地貴族の卓絶した資金調達能力に「変化した、潜在的には敵対的な経済環境をみずから利益のために利用することができる貴族階級の能力」⁴¹⁾を見て取っているのである。それは、われわれが既に見たように、スプリングが「石炭と鉄の時代」において新たな経済的潜勢力を与えられたイングランの土地の所有によって可能となった非農業

的事業への積極的関与とそれに基づく収入の増加に土地貴族の生命力を求めたのとは対照的であろう。

3 地主財政の「旋回軸となる10年」

ところで1870年代に始まる農業不況によって事態は一変した。農業不況は、それに「連繋した地代収入の低下」、したがって、旧負債の利子負担による地主財政の圧迫をもたらしただけではなく、「土地の資本価値」の下落(30%)をもたらし、あの「貴族階級の借入の全基礎」を崩壊させた。さらに「アイルランド問題」が加わり、その「結合された衝撃は、負債を抱える土地所有者が金融的策略を揮う余地を著しく小さくした」⁴²⁾。かかる状況のもとで、「以前よりも火急で莫大な借入」を必要とする、他の支出項目のどれをも凌駕する、「新しく前代未聞の形態の大規模な支出」、すなわち1894年に導入された相続税が加わる⁴³⁾。これが、キャナダインによって1870年代に始まるとされる「階級としての貴族の苦悶」⁴⁴⁾である。

土地貴族の卓絶した借入能力とそれを背景とした「住宅建設、土地の購入と改良、非農業的事業への投資」による新規負債の恒常的な発生が70年代以前の地主財政を特徴づけたとすれば、その70年代以降の特徴は、それらの支出の停止、旧負債の重荷、新規借入の困難、新規負債発生の停止、相続税賦課による「新しく前代未聞の形態の大規模な支出」の強制であった。キャナダインは、地主財政の「旋回軸となる10年」を1870年代に求めている⁴⁵⁾。それは、「旋回軸となる」1870年代を境に、「貴族階級の根本問題」が負債によって解決された時代から「所領の譲渡」によってしか解決され得ない時代への転換を主張しているものとして理解できる。キャナダインによれば、70年代は、さきにみた「所領の譲渡と崩壊」の時代、すなわち「階級としての土地貴族」の解体の時代の始りであった。

(四) 19世紀英國貴族の非農業的事業への関与の性格

1870年代に至る時期の土地貴族の卓絶した資金調達能力と旧負債の維持・新規負債の発生を強調するキャナダインは、資金循環の視角から、支出の目的および性格、したがって、土地貴族による事業活動の性格とその国民経済における役割について明らかにしている。最後にこれについて簡単にみてみよう。

まずかれは19世紀の土地貴族の支出活動を「所領収入の増大を目的とするもの」と「土地所有者およびその家族の威信を高めようとするもの」の2つの範疇に分類し、さきに紹介した5つの支出項目のそれぞれの帰属を明らかにしている。

キャナダインは、「家族費用」、「邸宅の建設」、「農業地の購入」、「『高度集約農業』への投資」の4つ項目を第2範疇に分類している。ここで興味深いのは、「『高度集約農業』への投資を除すれば、これらの事業のどれもが収益の極大化を目的にした土地貴族の事業ではなかった」として、「『高度集約農業』への投資」が「所領収入の増大を目的とするもの」であることを承認しながらも、「威信、地位、家族的責任への関心の目に見える表現」である他の3つの項目と同じように、それも第2範疇に分類していることである。正否は別として、そのことは、キャナダインの与える「英國貴族の歴史像」の特徴を示唆していて興味深い。恐らく、キャナダインは、「『高度集約農業』への投資」が「3%以上の収益を得ることは稀であった」「農業地の購入」よりも「収益がもっと低いことさえあった」ということに、そうすることの根拠を見いだしているのであろう。因に、この3%というのは、最も低率の借入金利である⁴⁶⁾。これよりも低いその収益にもかかわらず、土地貴族が借入金によって敢えて投資するのは、その目的が自らの政治的、社会的地位と威信の維持・向上にあるからにはかならないと、キャナダインは主張しているように思われる。

ともあれ、キャナダインは、以上4つの項目の支出に、土地貴族の、「合理的な経済的基準に反するだけではなくしばしば無視した」「気儘な活動」を見いだしている。かれによれば、それは「中間階級や労働者階級の貯蓄から資金調達された限りにおいては『資本の出血的支出』と呼ばれるにふさわしい」ものであり、英國貴族の「歴史像の一部」であるが、「優勢な部分」であった⁴⁷⁾。

ところで明示的ではないが、土地貴族による非農業的事業への投資、すなわち非農業的所領資源の開発は、第1範疇に分類されるものと考えられるが、キャナダインは、それらは他の支出項目に比して「より合理的な試み」であり、あるものは、Glamorganからの石炭の移出を前代未聞の規模で促進したBute家のCardiff Docksの開発のように、「全体として決定的で戦略的な経済的意味をもった」としている。しかし、同時に、かれは、それらがそのようなものであったといえ、「極めてリスクの大きいもの」であり、確実な収益をもたらすものではなく、「資産というよりもむしろ寄生物」であったともしている。かれによれば、莫大な資金を必要とし、リスクの大きな事業は、すでに述べたように卓絶した資金調達能力を持つと同時に「威信やパートナリズムへの関心が単なる利潤欲求よりも重きをなす土地貴族」だからこそ可能であった⁴⁸⁾。

キャナダインは、次のように結論している。

「土地貴族は国民経済の蓄積された貯蓄を吸い上げることができるが、またかれらは、それらのある部分を産業部門、他の事業企業の発展にとって極めて重要な意味のある事業に投資することができた。かれらは、資本の『出血的支出』の原因となった、と同時に少なくともある程度意味のある再循環に責任を持ったのである」⁴⁹⁾。

キャナダインは、総じて土地貴族の支出の、政治的、社会的、したがって不生産的、さらに寄生的性格を強調している。それは、この時期の土地貴族の経済活動を「所領の適当な管理と開発」（減債動機に基づく節約と非農業的事業への積極的関与による増収）において擗むスプリングの把握と鋭い対照をなすものといえよう。

1) D. Cannadine, Aristocratic Indebtedness in the Nineteenth Century : A Restatement, *Economic History Review*, 2nd Ser., Vol. XXXIII, 1980, pp. 572-3.

2) D. Cannadine, The Landowner as Millionaire : The Finances of the Dukes of Devonshire, c. 1800-c. 1926, *Agricultural History Review*, Vol. 25 Part II, 1977, p. 79, foot note 19. また、同一著者のCavendish家のEastbourneの開発に関する実証的研究として, *Lords and Landlords : the Aristocracy and the Towns 1774-1967* (1980), part three The Devonshire and Eastbourne (pp. 229-429) がある。

3), 4) D. Cannadine, The Landowner as Millionaire, p. 83. スプリングの51年論文では、7代目Devonshire公爵が減債に成功したとはどこにも明示されていない。もちろん、その論旨から読みとれば、7代目公爵がCavendish家の財政状態を回復したものとして位置付けられている。この点、キャナダインも注意深く、「多くの歴史家は、ヴィクトリア初期から中期における土地貴族の行動および財政状態における変化を描く際に、一般的な議論をSpring教授から引き出すだけではなく、7代目Devonshire公爵——想定されたCavendish家の財政状態の回復は彼の1951年論文でほんやり大きくなつたのであるが——を特別の意味をもつ事例として引用する」(下線一引用者) (D. Cannadine, Aristocratic Indebtedness in the Nineteenth Century : A Restatement, p. 572) としている。

5) D. Cannadine, The Landowner as Millionaire, p. 88.

6) Ibid., pp. 90-91.

7) Ibid., p. 90.

8) この転身過程を「帝国主義と土地所有」という視角から考察したものとして浜田正行「『土地貴族』の『株式・債権保有貴族』への転身過程」(桑原莞爾・井上異・伊藤昌太編『イギリス資本主義と帝国主義世界』1990年)がある。ここで、浜田氏は、先の視角からキャナダインの2つの論稿を批判的に検討し、史実を再構成し、キャナダインとは異なる独自の「転身」像を明らかにしている。いうまでもなく、氏の場合、その分析視角から示唆されるように、土地貴族と金融の関係に力点が置かれ、時期的には、19世紀末から20世紀の最初の四半世紀に至る時期が考察の対象となり、その限りで、氏の論稿はキャナダインの2つの論稿の紹介ともなっている。

- る。
- 9) Ibid., pp. 77-78, and Appendix A (pp. 92-93). キャナダインは、Bateman が年粗収入60,000ポンド以上の粗収入をもたらす土地の所有者とした40名の土地貴族のうち、人為的に収入が膨らまされている Calthorpe, Haldon, Ramsden, St. Aubyn の4家族を除外し、その残り36家族からさらに、W. D. Rubenstein (British Millionaires, 1809-1949, *Bull. Inst. Hist. Res.*, XLVII, 1974) に依拠して、1808-1949年に百万ポンド以上の価値ある所領を残した24家族を特定して、それらを「最も富裕な貴族」している。その土地貴族は次のものである。Bedford 公爵, Brownlow 伯爵, Bute 公爵, Cleveland 公爵, Cowper 伯爵, Derby 伯爵, Devonshire 公爵, Dudley 伯爵, Durham 伯爵, Ellesmere 伯爵, Fife 公爵, Fitzwilliam 伯爵, Lansdowne 侯爵, Leconfield 候爵, Londonderry 侯爵, Newcastle 公爵, Penrhyn 候爵, Portland 公爵, Sutherland 公爵, Tredegar 候爵, Sir Richard, Wallace Windsor 候爵がそれである。キャナダインが「英國貴族の歴史像」を再構成する場合念頭に置いているのはこれらの土地貴族である。
- 10) Ibid., pp. 78-79, 85. 「貴族的大富豪」の術語は、この論稿では一度使われているにすぎないが、「大富豪としての土地所有者」の術語よりも、本文で指摘したように、19世紀末から20世紀最初の四半世紀に至る時期の変貌に着目するキャナダインが提起する「英國貴族の歴史像」をより適合的に表現するものと思われる。
- 11) Ibid., p. 79.
- 12) Ibid., p. 78. これは、W. L. Burn, *The Age of Equipoise: A Study of the Mid-Victorian Generation*, 1968 の見解を踏襲したものである。
- 13) 第1論文では既にみたように「貴族の大富豪」が60,000ポンド以上の粗収入をもたらす土地の所有者層とされていたが、第2論文では、それに相当する「超絶的な財政力をもつ土地貴族」層は、50,000ポンド以上とされている。この点を指摘して、浜田氏は「やや一貫性にかけていいるが、われわれの印象では6万ポンドを境に性格が異なってくるように思われる」(同氏前掲論文63頁)とし、第1論文の分類を支持している。先に指摘したキャナダインの「英國貴族の歴史像」の再構成の特徴を考えるならば、浜田氏の選択は、キャナダインの論旨にも適合的であるように思われる。
- 14) D. Cannadine, *Aristocratic Indebtedness in the Nineteenth Century: The Case Re-opened*, *Economic History Review*, 2nd Ser. Vol. XXX, 1977, pp. 647-649. 浜田正行氏は、1870年代に始まる農業不況による「資金調達の旧来のメカニズム」——われわれはそれを負債発生機構として理解するのであるが——の「崩壊」という条件のもとで「相続税の重荷」という「外的強制」によって土地売却が必然化されるという文脈で、キャナダインがかの「資産構成」の根本的変更の必然性を理解していることを高く評価しつつも、この根本的変更、したがって「土地貴族」の「株式・債券保有貴族」への「転身」が「1870年代-1930年代を一括して」取り扱っている点に批判の一つを向けている。浜田氏によれば「転身」は次の3段階で行われた。「先導者」による「土地売却と土地財産の証券化」が行われる〔W. ハーコートの相続税改正(1894年)から1909年〕の第1段階、「洪水のような土地売却」(総計80万エーカー／2,000万ポンド)が行われた〔D. ロイド・ジョージの「人民予算」の成立(1910年)から第一次世界大戦勃発(1914年)〕の第2段階、「ノルマン・コンケスト」以来類例を見ない土地売却(600万-800万エーカー)が行われ、「『土地貴族』の『株式・債券保有貴族』への転身がほぼ完了した」〔第一次大戦直後の1919年-1921年〕の第3段階、がそれである(同氏前掲論文53-54頁)。
- 15) D. Cannadine, *Aristocratic Indebtedness: The Case Re-opened*, p. 650.
- 16) Ibid., pp. 627-628.
- 17) Ibid., pp. 629-630.
- 18) Ibid., pp. 630-633.
- 19) Ibid., p. 633.
- 20), 21) D. Spring, *Aristocratic Indebtedness in the Nineteenth Century: A Comment*, *Economic History Review*, 2nd Ser. Vol. XXXIII, 1980, p. 566. スプリングは、キャナダイン第2論文へのコメントという形式をとった反批判論文で、両者の不一致点の一つとしてこのことを指摘している。
- 22) D. Cannadine, *Aristocratic Indebtedness: The Case Re-opened*, pp. 638. Cannadine は、Thompson に依拠して、1832年-1856年において25万ポンド以上の負債に対して34,000ポンドしか減債できなかつた Ailesbury Trustees の事例を示し、「注意深く管理された節約が収入から莫大な剩余を生み出すことができない」(F. M. L. Thompson, *English Landownership: The Ailesbury Trust, 1832-56*, *Economic History Review*, 2nd Ser. Vol. XI, 1958, pp. 122.) ことを示唆している。
- 23) D. Cannadine, *Aristocratic Indebtedness: The Case Re-opened*, pp. 638.
- 24) Ibid., p. 638. この「問題」に関して近代初期の貴族階級についても次のように指摘されている。「負債は近代初期貴族階級の生活の恒常的な特徴であった。負債は、それによって収入と支出——双方とも変動するが、一緒に変動することは滅多にない——が一致させられることができる唯一の手段であった」(ibid., 627)。ここで興

味深いのは、負債、すなわち借入が「貴族階級の根本問題」を解決する「唯一の手段」として位置付けられていることである。

- 25) Ibid., pp. 638-639.
- 26) Ibid., pp. 639-640. スプリングは、キャナダインの依拠する研究、W. O. Aydelotte, A. G. Bogue, R. W. Fogel, eds. *The Dimensions of Quantitative Research in History* 1972における邸宅建築に関する数値が、「貴族的土地所有者階級(10,000エーカー以上のイングランド所領の所有者)」に限定されたものではないことを指摘し、それに限定した数値のピークが19世紀の最初の20、30年までにあったことを指摘して、キャナダインの批判に応えている (do, Spring, Aristocratic Indebtedness: A Comment, p. 566, foot note 1).
- 27) D. Cannadine, Aristocratic Indebtedness: The Case Re-opened, pp. 640-641.
- 28) Ibid., pp. 641-642. この時期の改良投資総額に関して、ここでは次の Clapham の試算が紹介されている。1846年から30年間の合計額24,000,000ポンド、そのうち4,000,000ポンドが政府資金、8,000,000ポンドが私的会社資金、残り12,000,000ポンドが地主自身の資金、というのがそれである。なおわが国における地主の土地改良投資および土地改良会社に関する研究として、椎名重明「地主の土地改良投資と継承的不動産権設定」「近代的土地所有」第3章、1973年、高橋純一「19世紀中葉期イギリス土地改良会社の性格」『土地制度史学』第97号、1982年などがある。
- 29) Ibid., pp. 642-643. 19世紀以前の土地貴族による非農業的事業への関与の事例としては、エリベス時代の Henry Percy, 9th Earl of Northumberland, 17世紀の Francis Augier, first Earl of Longford, 18世紀の the Duke of Bridgewater が挙げられている。
- 30) Thompson, The End of a Great Estate, *Economic History Review*, 2nd. Ser. Vol. VIII, 1995, p. 52. トムソンの「可処分所得 (disposable income)」は、「粗収入から所領管理費、修繕費、家計費を控除したもの」である。キャナダインは、土地貴族の収入を表現する場合、「粗収入(gross income)」、「経常収入(current income)」、「可処分所得」の3つの概念を併用している——恐らくそれは資料的な制約のためであると思われるが——が、彼が重視しているのは、「経常収入」概念である。この「経常収入」は、「粗農業地代から未徴収残金、十分の一税、租税、改良費用を控除したもの」に配当収入など非農業的収入を加えたものであるとして定義されている。この定義については、do, The Landowner as Millionaire, p. 79, foot note 24.
- 31) D. Cannadine, Aristocratic Indebtedness: The Case Re-opened, pp. 633.
- 32) Ibid., pp. 633-634.
- 33) Ibid., p. 636. 保険会社の決定的役割については、スプリングも指摘していることが確認されている。この時期の保険会社に関する我が国の研究は決して多くないが、さしあたり米山高生「機関投資家としてのイギリス保険企業」『経営史学』第16巻4号、1982年を参照。
- 34) Mrs. Russel, Burrington ed. *The Works and Life of Walter Bagehot* (1915), VII, p. 252 quoted in D. Cannadine, Aristocratic Indebtedness: The Case Re-opened, pp. 637. キャナダイは、保険会社の土地貴族への抵当貸付に関して、本文に示したように3つの時期に分けてその発展を概観しているが、彼が示す具体的な史実は次の通りである。18世紀末までの時期には、Equitable と Sun Fire Office の二社合計貸出額が18世紀末までに776,000ポンドに達していたこと、顧客として5人の公爵(Newcastle, Chandos, Leeds, Marlborough, Bedford)が含まれていたこと、1840年代までの時期には、Royal Exchange の参入以外に、Devonshire, Bedford, Buckingham の各公爵、そして Durham 伯爵 (London Life Co. -115,000 ポンド), Bute 侯爵 (Equitable -185,000 ポンド), Sir James Graham (Equitable -200,000 ポンド) などが保険会社から借り入れていたこと、そして、1838年における Equitable の保有抵当権証書の総額が400万ポンドであったこと、それ以降の時期には、Charlemont 伯爵が Royal Exchange から1851年に150,000ポンド、1892年に205,000ポンドを借り入れ、1902年に返済したこと、Bute 家が Equitable から1868年に190,000ポンド、1878年に550,000ポンドを借り入れたことなどが挙げられている。浜口氏は、キャナダインが「1890年以降」(前掲論文51頁)「少なくとも第一次世界大戦までは国内抵当貸付の絶対額の増加 (=地主の抵当負債の絶対的増加) を強調」(同49頁)しているとしているが、後に示すように、キャナダインが1870年代に始まる農業不況以降における新規借入の「困難」に特別の意味を見いだしていることを考えれば、浜口氏のようには理解できないように思われる。
- 35) Ibid., pp. 636-637.
- 36), 37) Ibid., p. 643.
- 38) Ibid., p. 644.
- 39) Ibid., p. 645.
- 40) J. H. Plump, Nobility and Gentry in the Early Eighteenth Century, *History Today*, Vol. V, 1955, p. 814 quoted in D. Cannadine, Aristocratic Indebtedness: The Case Re-opened, p. 628.
- 41) Ibid., p. 637.

- 42) Ibid., p. 647. 農業不況による収入の低下がどの程度負債を抱える地主財政に影響を与えたのかについて二つの事例が示されている。ひとつは3代目 Hatherton 卿の場合である。Hatherton 卿は、まだ深刻ではなかった1879年の時点には、「農業の見通しについて Northumberland と Percy と 3 者で活発な議論を行なつたのであるが、そこで、われわれは土地資産の所有者にとっては、特にその資産が重い負担を抱えている資産家にとっては、憂鬱な時代であるということ意見が一致した。(しかし、私の場合には、Walsall の住宅資産と鉱山が農業収入のみに依存している人々よりも良好な状態にしている。)」(Lord Hatherton's diary, 9 March 1879) と日記に記すことができたが、しかし 9 年後の 1888 年には、負債費用支払い後の残余金は 1,000 ポンドであり、それは、家計支出を賄うことしかできない額であった。いまひとつは、ケンブリッジシャーのある農業所領の収入と利子払いに関する次の数値である。これらの数値は、キャナダインの負債許容範囲を遥かに越えるものである。この所領の所有者は、ロンドンの土地からの 4,000-6,000 ポンドの地代収入によってまだ耐えられたが、結局、1915-24 年に「かなり広大な土地の売却によって」負債を清算した (ibid., p. 645)。

(年平均、単位ポンド)

期間	農業粗収入①	利子払い②	②/①×100
1875-84	7,152	2,931	40.98
1885-94	5,343	3,995	74.77
1894-1904	4,714	3,414	72.42
1904-14	5,397	3,195	59.18

出所: D. Cannadine, op. cit., p. 645, table 5 より。

- 43) Ibid., p. 647. 土地の「資本価値」の30%の下落は、「第一抵当の規模と担保として使われる土地の評価額との間に慣習的に設けられていた差額 (margin)」の「消滅」を意味し、新規借入の困難に結果した。それを示すものとして、キャナダインは、1885年に五代目 Calthorpe 卿の Acle 所領で抵当設定の準備をしていた事務弁護士が「抵当権者の要請に応えて、彼の依頼人に更なる保証を提供するかそれとも直ちに 10,000 ポンドの貸付を返済するかの二者択一を迫った」ことを指摘している。
- 44) D. Cannadine, Aristocratic Indebtedness: The Case Re-opened, p. 645. キャナダインは 1894 年に導入される相続税 (最高税率 8%) の地主財政への影響を一律に捉えていたわけではない。彼は、2つの場合に分けその影響を次のように整理している。「負債を抱えない所領」の場合には、それによる支出は、「小地片の土地の売却」あるいは「制限された抵当」によって「容易に準備されることができた」ために、「致命的な打撃 (a mortal blow)」とはならなかった。これに対し、「すでに重い抵当債務を抱える所領の場合」には、「可処分所得が非常に減少するもとでは、減債基金を積み立てることも不可能」であり、新規の抵当貸付の獲得も「非常に困難」であり、また土地売却によっても「旧負債が清算された後にはなんらの剩余も残らな」かったために、相続税は「致命傷 (last straw)」となった (ibid., p. 647.)。キャナダインはいずれの場合にも、新規負債の「困難」という状況のもとでの、相続税の納税は、土地の売却によって行われるとしていることに注意されるべきであろう。
- 45) Ibid., p. 649.
- 46) Ibid., p. 643. キャナダインは、スプリング批判に触れつつ、1870 年代に始まる農業不況から 19 世紀の最初の四半世紀に至る時期における「階級としての土地貴族」の「解体」を解明する見地から 19 世紀の負債問題解明の意義について次のように述べている。「例えば議論のために、Spring 教授が正しいと仮定しよう。Bedford 家 Londonderry 家によって実施された減債が、Bute 家、Devonshire 家、Sneyd 家あるいは Hatherton 家によって高水準で維持された負債よりも代表的であるとするならば、それは、われわれに深刻な問題を残すことになるだろう。19 世紀末に感じられた広範に広がった貴族の苦悩 (widespread aristocratic anguish) の重要な要素は、抵当債務の重荷の結果——土地の資本価値が減価したときに適当な保証を提供するさいの困難、経常収入が減少したときに利子負担のより大きな重荷の点でも——として生じた。もし、ヴィクトリア初期の負債が効果的に『減額されたり、ときには一掃された』とすれば、ひとは何について議論していたのかということを即座に質問するだろう」(do, Aristocratic Indebtedness: A Restatement, p. 571.)。
- 47), 48), 49) D. Cannadine, Aristocratic Indebtedness: The Case Re-opened, p. 644.

結びに代えて

われわれは、19世紀の土地貴族の抵当債務に関する対立する2つの見解をそれらが提起する「英國貴族の歴史像」に注目しながら紹介してきたが、それらの歴史像は際立った対照をなすものであった。第7表はその対照の便宜のために論点別にそれぞれの見解の特徴点を示したものである。その個々の論点を再びここで繰り返す必要もないが、それぞれが提起する「歴史像」をその大筋のところで示せば次のようになるだろう。ヴィクトリア初期の「多額の負債」に土地貴族の「差し迫る災難」（「支配階級の純分認証刻印」である所領の分割の見通しと社会的後退の危機）を見て、その救済策としての「所領の適当な管理と開発」（節約と非農業的事業への関与）、その結果としての増収とヴィクトリア中期の回復を主張する、スプリング見解。それに対して、キャナダインの見解は、経常収入を遙かに凌駕する、地位および威信の維持・向上のための支出によって生じる「貴族階級の根本問題」とそれを解決する手段としての負債およびその発生機構に19世紀

第7表 二つの「英國貴族の歴史像」の対照

論 点	D. Spring	D. Cannadine
負 債 の 存 在	ヴィクトリア初期の危機とヴィクトリア中期の回復との区別の重視	1800年から1870年代までの多額の——破滅的ではないが——負債の持続
負 債 の 意 味	「差し迫る災難」の表現	「所領經營の正常な条件」
収 入 と 支 出	経済活動と収入の性格変化に注目（「所領の適当な管理と開発」=節約と非農業的事業への関与・収入の多様化・増収・減債）	経常収入を遙かに凌駕する支出と「貴族の根本問題」を解決する負債・その発生機構
土地貴族の政治的・社会的地位	その物質的基礎としての土地所領の維持の強調	その地位および威信の維持・向上のための支出（欠損の不可避性）
土地貴族の生命力とその基礎	多様な非農業的事業への関与と収入基盤の多様化と増収、その基礎としての土地所領の新たな経済的潜勢力とそれを我がものにすることを保証する土地所有	卓抜な資金調達能力、その「土地貴族の借入の全基礎」である担保としての土地の信頼性、それを我がものにすることを保証する土地所有

の土地貴族の経済活動の特徴を見て、負債の持続を主張した。これらは一見して明らかにように、一方は、地主財政の収入の側面での変化に注目し、他方は、支出の側面に注目し、いずれも、19世紀英國土地貴族の特徴を捉えようとしたものである。

われわれが19世紀土地貴族をその個々の側面ではなく、諸関係の総体、すなわちある構造をもつものとして捉えようとすれば、われわれは、この対立する見解のいずれかではなく、いずれの側にも真相を見ることができるかもしれない。そうだとすれば、それらを総合することによってこの二つの歴史像とは異なる、いわば第三の「英國貴族の歴史像」というべきものを再構成することも可能であろう。その手掛かりは、この2つの見解が、ともに英國土地貴族の強靭な生命力を認め、その意味するところは異なるとはいえ、同じくその生命力の基礎を、当然と言えば当然であるのだが、かれらが所有する土地所領に求めていることにある。

スプリングは、土地貴族の生命力を非農業的事業への関与と収入の多様化・増収に求め、その基礎を土地の新たな経済的潜勢力とそれを我がものにすることを保証する土地所有としており、またキャナダインは、卓絶した資金調達・借入能力にその生命力を求める、その基礎を担保として

の土地の信頼性とそれを我がものにすることを保証する土地所有に置いている。収入の源泉としての土地と土地価格の安定および上昇傾向によって与えられる担保としての土地の信頼性も、同一物の、すなわち土地の経済的価値の異なる表現である。そらが土地貴族に、強靭な生命力を与えたとすれば、それは「世界の工場」として世界市場で君臨するイギリス資本主義の繁栄の下ではじめて可能となった土地の経済的価値であろう。このことは、スプリング見解では、かれの理論的枠組みのもとであれ、自覺的に取り扱われていたが、1870年代を境に地主財政の転換を説き、それに至る19世紀を18世紀の量的延長線上でしか捉えないキャナダイン見解では、そうではなかった。

スプリングの指摘する土地貴族による非農業的事業への積極的関与は、次のような資本と土地所有との作用・反作用の側面を表現している。すなわち、資本の作用によって所領経営の新たな資本制の展開が一度可能になれば、自らの立脚点をそれに移さなければ経済的に自己を実現できないということ、そしてこの関係を前提して土地所有が能動的に反作用するということ、がそれである¹⁾。しかし、のことと、スプリングが関与の動機としての指摘する「多額の負債」および減債動機とは、必ずしも矛盾するものではないが、別の次元のことである。さしあたり指摘まで。他方、キャナダインが「貴族の借入の全基礎」とする担保としての土地の信頼性（土地価格の安定および上昇）は、土地所有が自らの立脚点を新たな所領経営の資本制の展開に移すことによって実現される地代の維持・上昇が与えることができるものである。というのは、土地価格は地代の資本還元にほかならないからである。したがって、ある意味では、キャナダインが指摘する土地貴族の生命力としての卓絶した資金調達能力は、スプリング見解を前提にしてしか成立しないといえるだろう。キャナダイン見解では、暗黙のうちに、負債の程度あるいは土地貴族の利子負担能力を示す地主財政の負債許容範囲の拡大傾向が前提されていたことを、われわれは指摘したが、この場合にも同じことがいえる。

19世紀英國土地貴族の抵当債務問題、したがって地主財政の史的展開は、まずはこのような「世界の工場」として世界市場で君臨するイギリス資本主義における資本と土地所有との作用・反作用の関係を踏まえて理解できるし、しなければならないだろう。しかし、それだけでは土地貴族の経済生活と政治的、社会的生活の総括としての地主財政の史的展開は理解できない。それは、「領主的土地所有が『破壊されずに身を全うして』、ブルジョア的発展に適応しつつ『近代的土地所有』へと転身」²⁾を遂げたというイギリス大土地所有形成過程の特殊性とそれが刻印するイギリス大土地所有の特殊なイギリス社会における位置を踏まえなければ、解き明かすことはできないだろう。スプリングが「所領の適切な管理と開発」の動機として多額の負債と減債を指摘するときに、その前提に置かれた「支配階級の純分認証刻印」としての所領の維持も、またキャナダインが負債の原因となる経常収入を遙かに凌駕する、政治的・社会的地位および威信の維持・向上を目的とする支出の問題も、このイギリス大土地所有の特殊性を踏まえなければ解明できないであろう。現実の地主財政、したがってまた大土地所有貴族の再生産の史的展開の問題は、当該時期における資本と土地所有の作用・反作用を踏まえつつ、イギリス大土地所有の特殊性とそれが与える社会における大土地所有貴族の特殊な地位の問題へと、論理を上向をさせることによってはじめて十全に明らかにできるであろう。

これについてこれ以上の議論を進める準備はないが、いまひとつことを指摘しておかなければならない。それは、キャナダインが1870年代にはじまるとする「階級としての土地貴族階級」の「解体」の問題である。スプリングもこのことが視野になかったわけではない。しかしかれば、「石炭と鉄の時代」における非農業的収入が、土地貴族にとっての苦悩の時代を和らげることが

できたと示唆したに止まった³⁾。したがって、少なくとも51年論文では、論文が対象とする時期に制約されてはあるが、1870年代以降の時代が土地貴族にとっていかなる時代であったか不明のままであった。

しかし、キャナダインは、農業不況が始まる1870年代を境にした時代の変化を「貴族階級の根本問題」が負債によって解決された時代から「所領の譲渡」、したがって「所領の崩壊」によってしか解決され得ない時代への移り行きとして捉え、1870年代以降における、Devonshire 公爵の実証的研究によって示唆された「貴族の大富豪」の資産構成の根本的変更による「土地貴族」の「株式・債券保有貴族」への転身とそれ以下層の没落、すなわち「階級としての土地貴族」の「解体」と、19世紀の負債問題の把握とを首尾一貫させた見解を提示した。この一貫した把握および「貴族の大富豪」層の転身の指摘の意義は否定されえないことはいうまでもない。しかし、この見解では「所領の譲渡」、したがって「所領の崩壊」の必然性は明快に捉えられるが、第1に、変更されるべき資産がなぜ「株式・債券」であったのか、またそれと関連して第2に、それへの変更によって、何故に国家社会におけるかつての政治的・社会的地位を維持したのかが必ずしも明らかではない。これは、すでに指摘した1870年代に至る19世紀を18世紀の量的延長線上で把握する方法的枠組みとかかわっている。この方法的枠組みでは、農業不況が始まる1870年代を地主財政の「旋回軸」として捉えることができても、イギリス資本主義それ自体の、同時期に始まる構造的变化を十分に捉えることができない。

「貴族の大富豪」層の土地貴族から「株式・債券保有貴族」の転身過程を、農業大不況をその不可欠の構成部分として展開する大不況にはじまる、イギリスの「工業独占」の崩壊、パックス・ブリタニカの崩壊、イギリス資本主義それ自体の構造的变化、すなわち国際金融の中心地、「多角的決済機構」の中心国としての位置への定置と「利子取得者国家」「植民地帝国主義」への編成替えに位置づけることによって、その転身の、キャナダインによって説明されない問題も初めて解き明かすことができるのではないだろうか⁴⁾。

- 1) このような資本と土地所有の作用・反作用の視点から、土地貴族の鉄道への関与を解明したしたものとして、拙稿「19世紀イギリス大土地所有貴族と鉄道業——研究史の整理を中心にして——」『新しい歴史学のために』第180号1985年がある。また、資本主義発展における資本と土地所有の作用・反作用に関して、理論的に解明したものとして、尾崎芳治『経済学と歴史変革』(1990年)所収論文「資本・土地所有・賃労働——『本源的蓄積』の理解によせて——」、「ブルジョア的土地変革の理論」がある。
- 2) 尾崎芳治「イギリス革命の土地闘争」堀江英一編『イギリス革命の研究』1962年293頁。
- 3) この点に関して、50年代におけるスプリングートムスン論争の確認点のひとつであったことはすでに述べた。
- 4) 浜田正行氏は「転身」の史的意義に触れて、キャナダインの「転身」に関する見解は「成功物語として捉える」「メロドラマティック」な見解であるとしている。もしそうであるとすれば、それはどこから生じるのか。それについて、浜田氏は「単なる実証の問題ではなくて、観点の問題といえるかも知れない」としている(同『土地貴族』の「株式・債券保有貴族」への転身過程54, 56, 78頁)。もし、それが、われわれと同じように資本主義の段階把握を許さないキャナダインの方法的枠組みに求めているとすれば、恐らく的を射た指摘であろう。この時期におけるイギリス資本主義の構造的变化に関しては、さしあたり吉岡昭彦『近代イギリス経済史』1981年を参照。